0039626000

0039626-000

14. 5-722

東京市要保護母子調査

東京市社会局・編

東京市社会局

昭和12年10月

昭13

AGI

東京市要保護母子調査 昭和十二年十月

145
722

東京市

要保護母子調査

昭和十二年十月

東京市役所

14.5
722

東京市

要保護母子調査

昭和十二年十月

發行所寄贈本

東京市社會局

昭和十三年十月 帝國圖書館藏

14·5
722

序　　言

一、調査對象及目的

本市內に於ける要保護世帶中十三歲以下の子女を擁する寡婦及準寡婦の世帶に就き其の生活狀況及保護狀況を調査し以て母子保護法の施行及本市保護事業の參考に資せんとするものである。

二、調査項目

別揭調査票を參照のこと。

尙此處に云ふ寡婦及準寡婦とは母子保護法第一條及第二條に規定せられたものを指すのである卽ち、

1、配偶者なき母で十三歲以下の子女を擁し貧困の爲生活する事不可能のもの又はその子を養育すること不可能のもの

2、配偶者あるもそのものが、(i)精神又は身體の障碍に依り勞務を行ふこと不可能の時、(ii)行方不明の時、(iii)法令に依り拘禁せられた時、(iv)母子を遺棄したる時、その妻

3、十三歲以下の孫を擁する祖母で貧困の爲生活する事不可能のもの又はその孫を養育する事不可能のもの

を對象としてゐる。

三、調査方法

本市方面館及方面事務所備付の世帶票を基本とし方面委員指導の許に戶別に實地調査を行つた。

四、調査現在

昭和十二年五月二十日。

五、調査及集計期間

昭和十二年四月上旬より同年九月末日迄。

六、調 査 者

書記　一名、　　筆生　五十名。

尙本調査は、昭和十二年度本市小額給料生活者失業應急事業として施行せられたものである。

七、本調査施行に際し、種々便宜を與へられた市內各警察署々員、町會役員及方面委員諸氏に深く感謝の意を表する。

昭和十二年十月

東京市社會局

目　　次

圖　表

要保護母子分布圖

第　一　世帶員數別世帶數

第　二　收入月額別世帶數

第　三　幼者養育事情別母及祖母數

第　四　幼者員數別母及祖母數

第　五　心身狀況別母及祖母數

第　六　心身狀況別幼者數

第　七　體性及年齡別幼者數

概　說

第一章　世帶に關する事項……1

第　一　節　世帶數及人口……1

第　二　節　體性及年齡……3

第　三　節　世帶員數……4

第　四　節　世帶構成……4

第　五　節　收入月額……5

第　六　節　支出月額……5

第　七　節　收入月額中勤勞收入月額比率……6

第　八　節　收入月額中公私救助月額比率……6

第　九　節　負債有無及金額……7

第　十　節　住居種別……7

第十一節　室　　數……8

第十二節　疊　　數……8

第十三節　家賃、間代及地代月額……9

第十四節　家賃、間代及地代納付狀況……10

第十五節　炊事方法……12

第十六節　必要なる扶助種別……13

第十七節　生活救助及醫療救助……13

第二章　寡婦及準寡婦に關する事項……14
第一節　世帶に於ける地位……14
第二節　養育幼者員數……14
第三節　年　齡……15
第四節　心身狀況……15
第五節　教育程度……16
第六節　扶養義務者の有無……16
第七節　生活救助の有無……17
第八節　疾病者の醫療種別……17
第九節　職　業……18
第十節　就業日數(五月中)……19
第十一節　勤勞收入金額(五月中)……19
第十二節　就業場所……20
第十三節　就業先……20
第十四節　特殊技能……21
第十五節　就業中に於ける幼者の處置方法……22
第十六節　姙娠の有無……22
第十七節　婚姻希望の有無……22
第十八節　母子ホーム收容希望の有無……23
第十九節　性行其の他に因り扶助に適せざる者……24
第二十節　前夫の職業及夫の前職業……24
第二十一節　前夫又は夫との關係……25
第二十二節　寡婦又は準寡婦として幼者を養育し始めし年月……25
第二十三節　寡婦又は準寡婦となりし事情……26
第二十四節　來市年月……27
第三章　幼者に關する事項……28
第一節　體性及年齡……28
第二節　戸籍上の身分……29
第三節　心身狀況……29
第四節　託兒狀況……30
第五節　就學狀況……30

第六節　生活救助の有無……31
第七節　疾病者の醫療種別……31
第八節　給食の有無……32
第九節　授業料免除の有無……32
第十節　哺育方法……32
第十一節　扶養義務者の有無……33
結　語……33
附　錄　(第二種世帶票に屬する世帶)
第一節　世帶數及人口……36
第二節　世帶員數……37
第三節　幼者の體性及年齡……37
第四節　寡婦又は準寡婦となりし事情……38
第五節　母祖母及幼者の被救助狀況……39
第六節　收入月額……40
統計表
第一表　要保護母子員數……42
第二表　職業別母及祖母員數……45
第三表　前夫の職業及夫の前職業別員數……54

圖　表

圖表

要保護母子分布圖

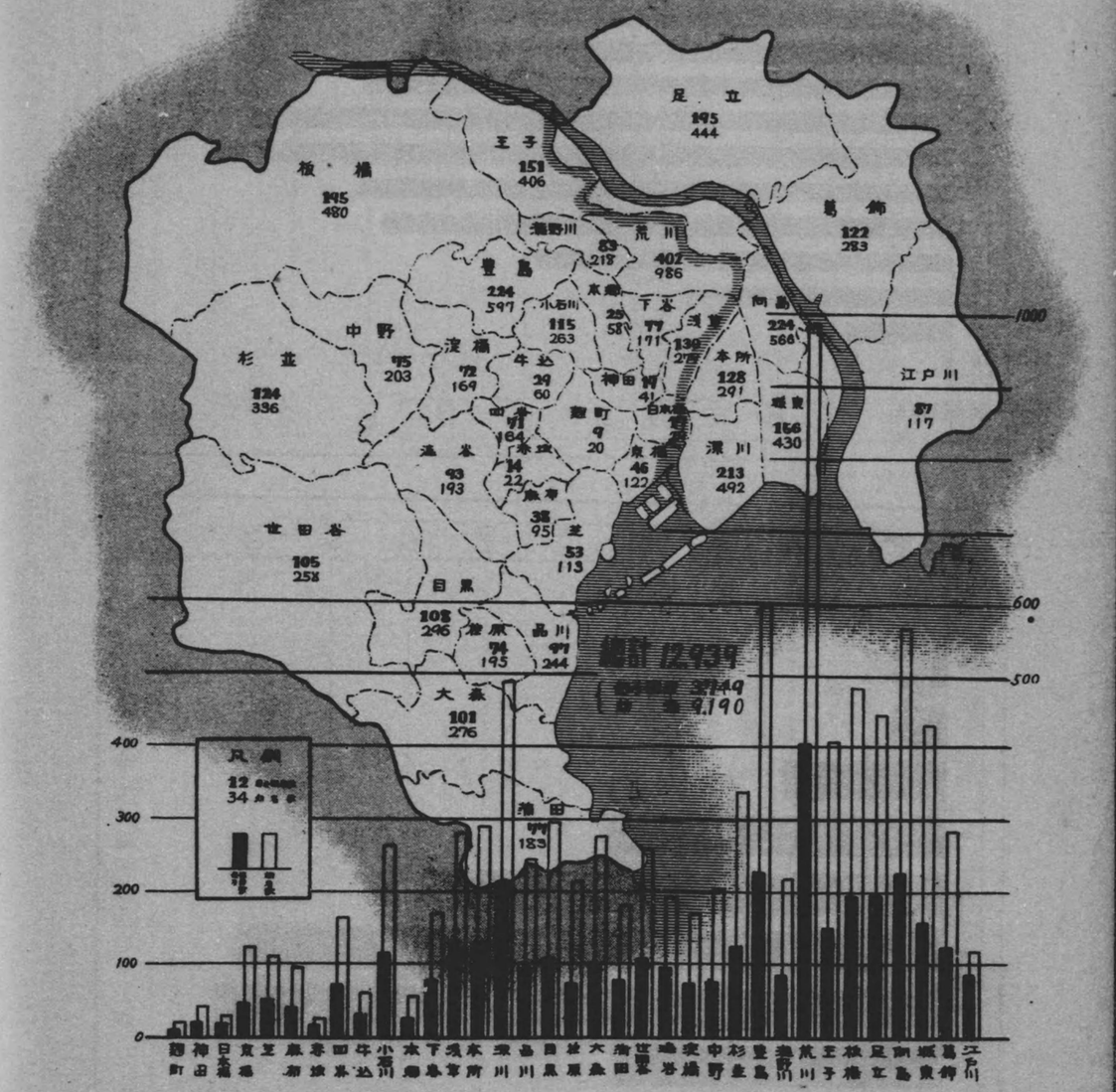
足立
195
444
王子
151
406
板橋
195
480
荒川
402
986
葛飾
122
283
豐島
224
597
中野
75
203
杉並
124
336
淀橋
72
169
牛込
29
60
本所
128
297
江戶川
87
117
堀東
166
430
深川
213
492
世田谷
105
251
目黑
品川
大森
101
276
淺田
183
1000
600
500
400
300
200
100
0

要保護母子分布圖

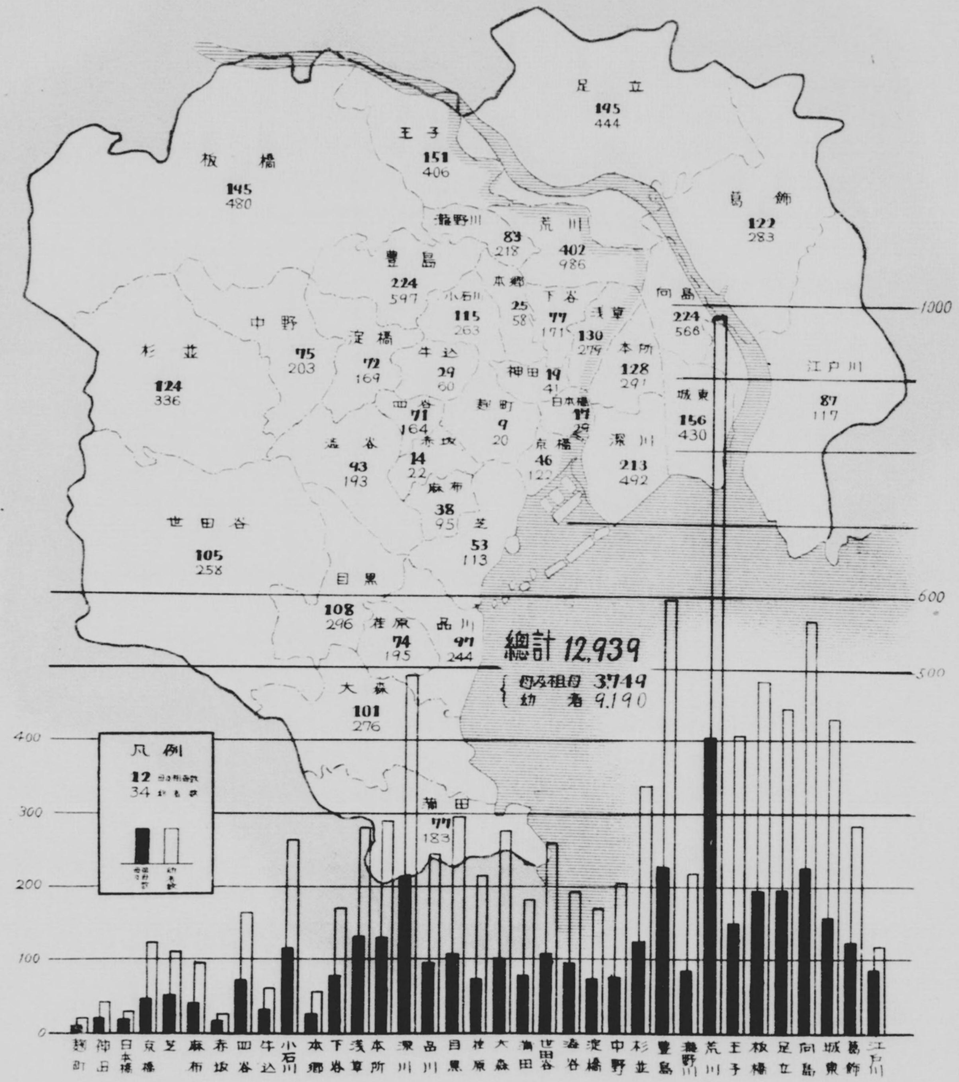
足立
195
444
王子
151
406
板橋
145
480
葛飾
122
283
荒川
83
218
402
986
豐島
224
597
本郷
25
58
下谷
77
171
浅草
130
279
向島
224
566
中野
75
203
淀橋
72
169
牛込
29
60
小石川
115
263
杉並
124
336
神田
19
41
本所
128
297
江戶川
87
117
城東
156
430
四谷
71
164
赤坂
9
20
日本橋
19
29
麻布
14
22
京橋
46
122
深川
213
492
麻布
38
95
芝
53
113
世田谷
105
258
目黑
108
296
荏原
74
195
品川
97
244
大森
101
276
總計 12,939
母及祖母 3,749
幼兒 9,190
凡例
12
34
1000
600
500
400
300
200
100
0
麻布
赤坂
四谷
牛込
小石川
本郷
下谷
浅草
本所
深川
品川
目黑
荏原
大森
蒲田
世田谷
淀橋
杉並
中野
豐島
練馬
荒川
王子
板橋
足立
向島
城東
葛飾
江戶川

第一　世帯員數別世帯數

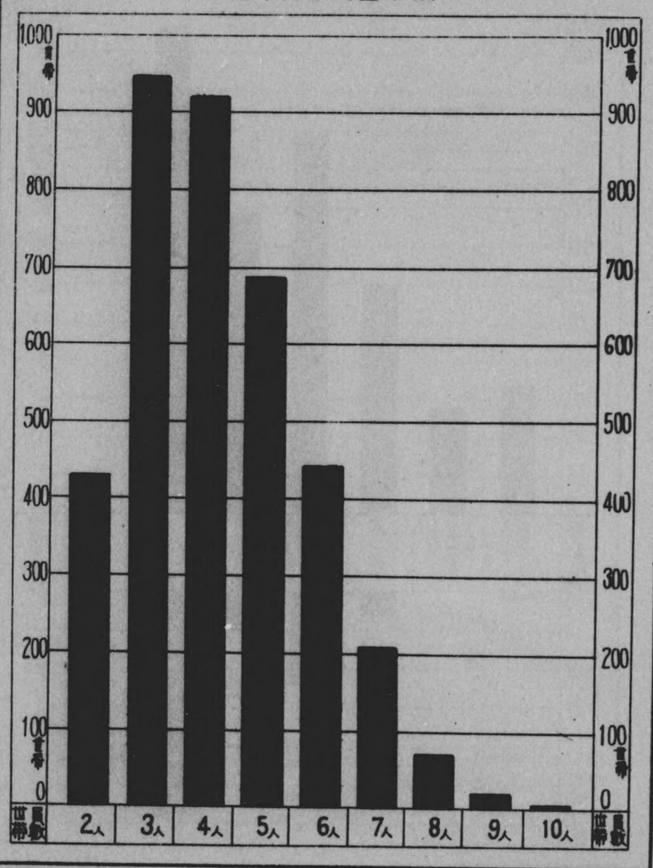

第二　收入月額別世帯數

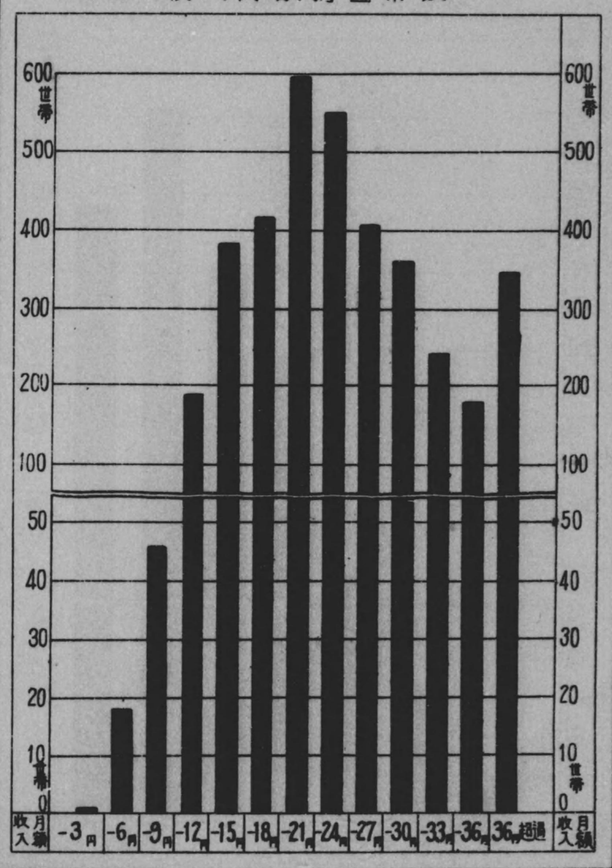

第三 幼者養育事情別母及祖母數

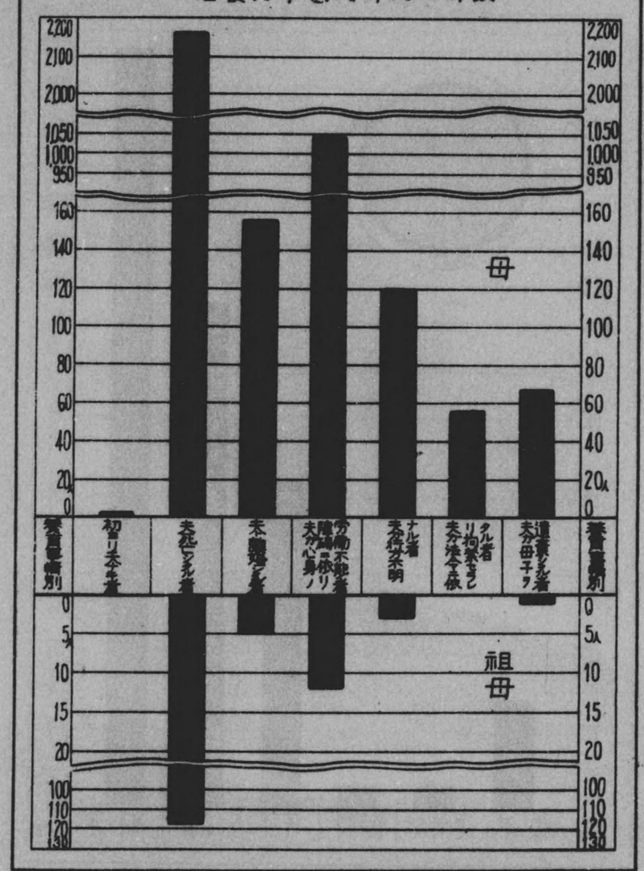

第四 幼者員數別母及祖母數

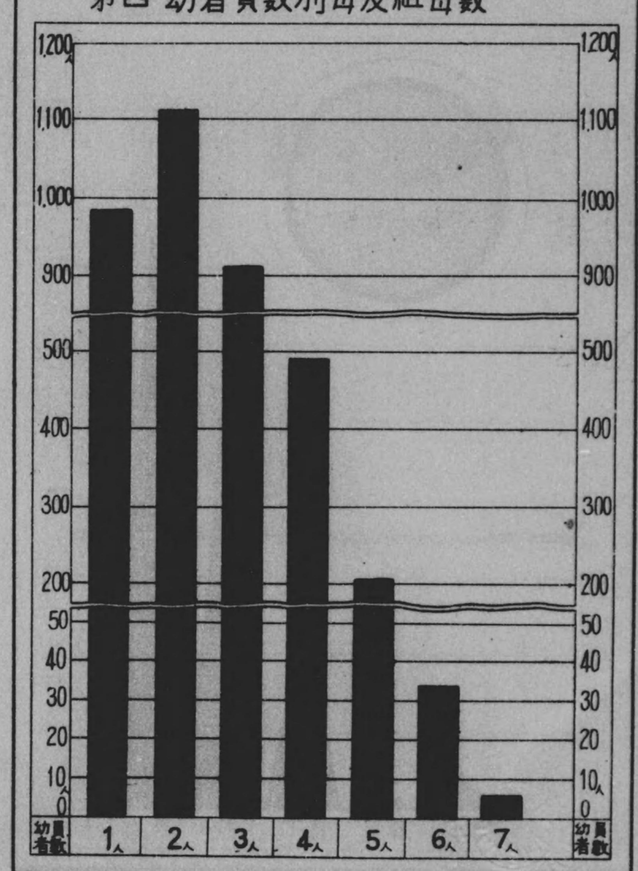

第五 心身狀況別母及祖母數

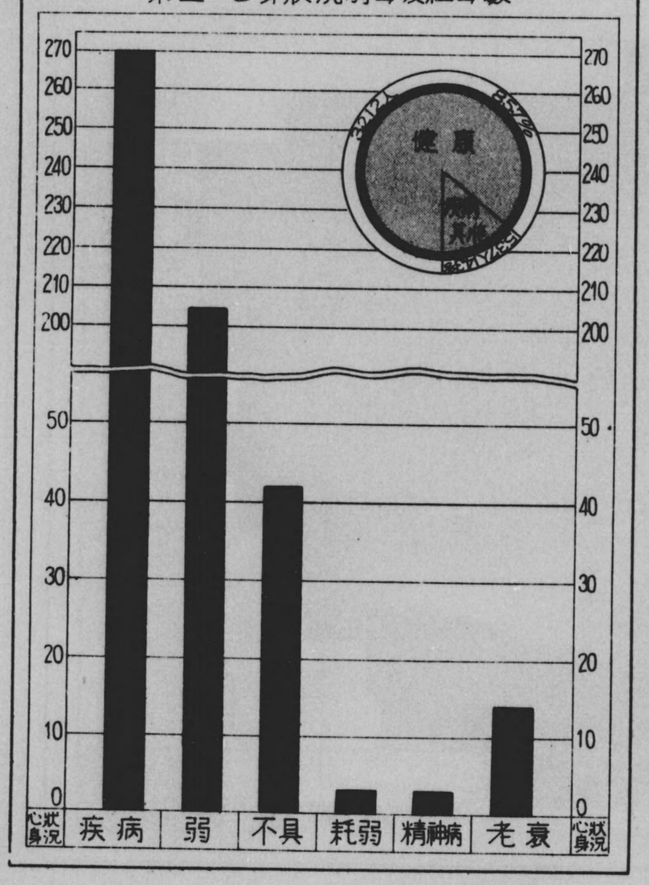

第六 心身狀況別幼者數

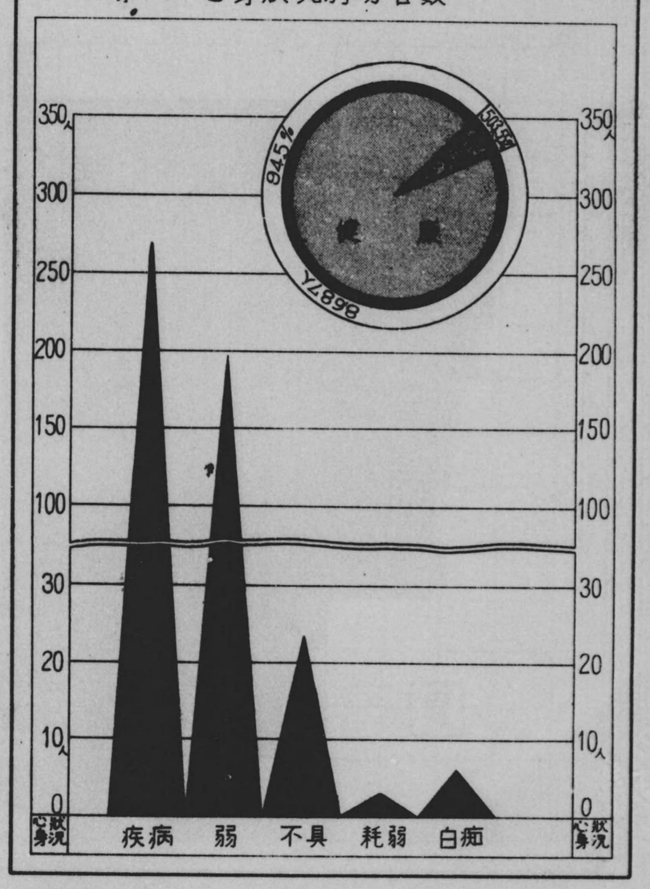

第七 體性及年齡別幼者數

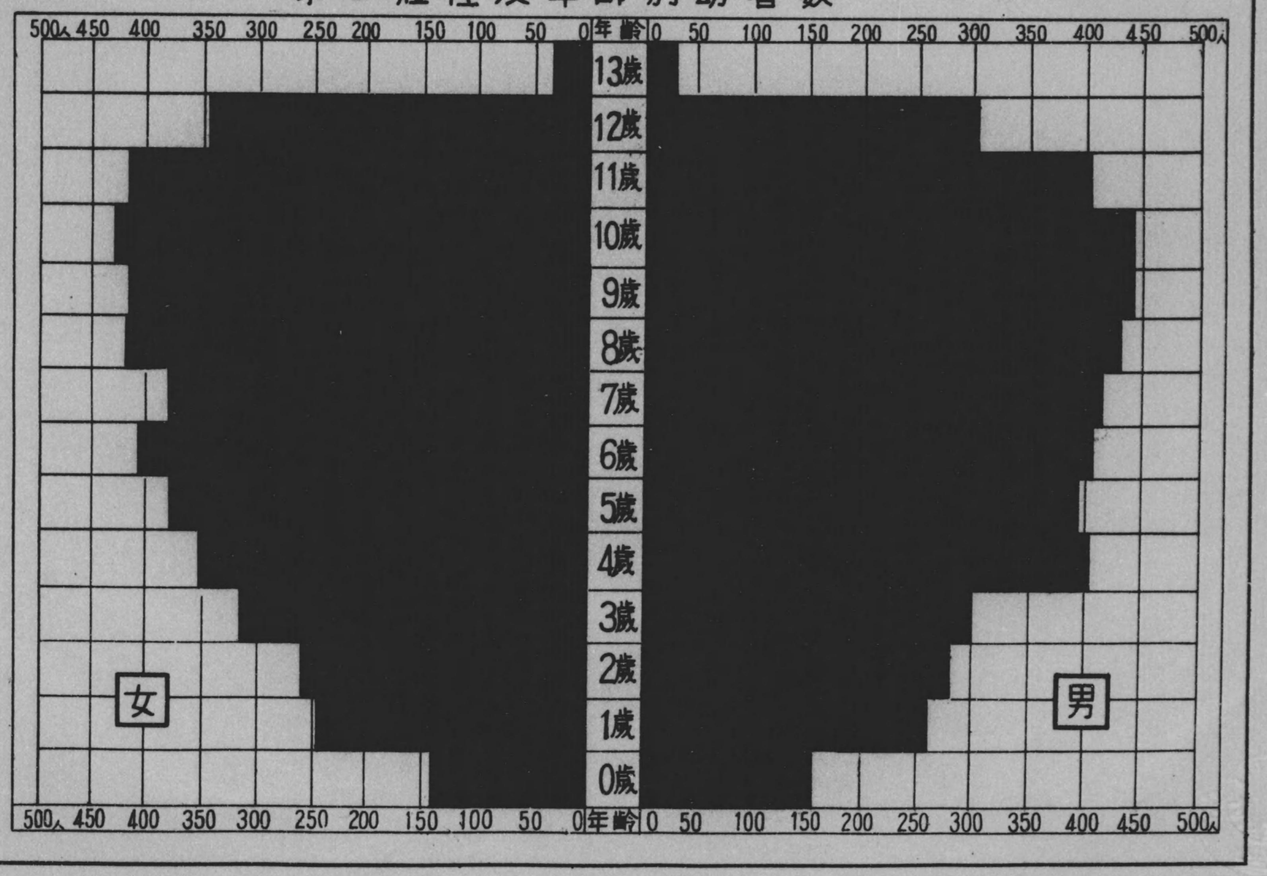

概　　說

區		方面	

東京市 要保護母子調査票

調査月日	昭和12年　月　日	方面委員氏名		調査者印	

I 1 世帯主	氏名		2 現住所	區　町　丁目　番地　號　方	3 來市年月	年　月	生來

II 世帯主及世帯構成員狀況

番號	4 氏名	5 續柄	6 體性	7 生年月日	8 扶養義務者 有 能力有	能力無	無	9 教育程度	10 心身狀況	11 醫療 (イ)救護法	(ロ)以外	(ハ)自費	12 生活扶助 (イ)救護法	(ロ)以外	13 乳・幼・學兒童 (イ)託兒	(ロ)授業料免除	(ハ)給食	14 乳兒哺育 (イ)母乳	(ロ)人工	(ハ)混合	15 職業	16 五月就業狀況 (イ)就業日數	(ロ)收入
1	世帯主			年　月　日																		日	圓　錢
2				年　月　日																		日	圓　錢
3				年　月　日																		日	圓　錢
4				年　月　日																		日	圓　錢
5				年　月　日																		日	圓　錢
6				年　月　日																			
7				年　月　日																			
8				年　月　日																			
9				年　月　日																			
10				年　月　日																			

就職・求職ノ際ノ要項		
	17持參技能	有　無
	18就業場所	宅內・宅外
	就業先場所名稱	
	19就業中幼者處置	託兒(託兒所私人)同伴 同居・家族寄存・放置
	20妊娠	有・無

III (一) 寡婦又ハ準寡婦トナリシ事情

21前夫トノ關係	婚姻・內縁・無
22寡婦又ハ準寡婦トナリシ年月	年　月
23寡婦又ハ準寡婦トナリシ原因 (A)寡婦 1死別	死亡
2生別	(イ)離婚・離別
	(ロ)失踪宣告
	(ハ)其ノ他
(B)準寡婦 1有夫	(イ)老衰・不具・廢疾・疾病
	極弱・傷痍・精神耗弱・精神病
	(ロ)法令ニ依リ拘禁中
	(ハ)行方不明・遺棄
2無夫	始メヨリ婚姻・內縁關係無

(二) 罷ルヲ始メシ年月 母子事情及養育ス養育ス

24 (イ)事情	
25(ロ)年月	年　月

IV 居住狀況

26 住居種別	自家・借家・借間・同居・持舟・借舟
	簡易旅館・アパート・母子ホーム・宿泊所
27室數・坪數	室・坪
28家賃・地代等	(イ)有　圓　錢　(ロ)無
29家賃・地代等ノ納付狀況	(イ)完納
	(ロ)滯納　ケ月
	(ハ)分納 過去一ケ年納付總金額　圓　錢
30炊事方法	自炊・共同・外食

V 收支狀況(五月分)及負債

31 收入月額	(イ)勤勞收入	圓　錢
	(ロ)仕送	圓　錢
	(ハ)公私救助	圓　錢
	(ニ)其ノ他	圓　錢
	(ホ)計	圓　錢
32 支出月額	(イ)食費	圓　錢
	(ロ)家賃・間代 地代・舟賃	圓　錢
	(ハ)其ノ他	圓　錢
	(ニ)計	圓　錢
33 負債	(イ)有	圓　錢
	(ロ)無	

VI 其ノ他

34 性行其ノ他ニ依ル扶助適否	適・不適	35 必要ナル扶助種別	生活・養育・醫療・生業	37 婚姻ノ希望	有・無	備考
		36母子ホーム收容	希望・不望	38 前夫ノ職業		

東京市社會局

概　説

第一章　世帶に關する事項

第一節　世帶數及人口

(イ) 世　帶　數

今回調査の對象となつた保護を要する母子の世帶は總數3,739世帶である。

其の分布狀態を概述するに、先づ市域別には舊市域 980 世帶(26.2%)、新市域2,759世帶(73.8%)であつて新市域が遙かに多い。

更に區別に見る時は、荒川區が斷然多く 399 世帶を擁し、全市の 10.7%に當り、これに次ぐのは遙かに降つて豐島區及向島區の各 224 世帶 (6.0%)、深川區の 211 世帶 (5.6%)、板橋區及足立區の各 195 世帶(5.2%)等であつて、其の他城東、王子、淺草、本所等の諸區も亦多い方である。

又特に少ない區としては、麴町區 9 世帶(0.2%) を始めとして赤坂、日本橋、神田、本郷、牛込、麻布、京橋等の諸區を擧げることが出來る。何れも50世帶未滿である。

而して一區當りの平均世帶數は全市106.8世帶、舊市域65.3世帶、新市域138.0世帶である。又以上の世帶數の本市要救護世帶數に對する割合を見るに、次の如く全市に於ては7.9%、新舊市域を比較すれば、新市域が稍々高率である。

	全　市	舊市域	新市域
A. 要救護世帶數	47,603	12,970	34,633
B. 本調査世帶數	3,739	980	2,759
Aに對するBの割合	7.9%	7.6%	8.0%

備考　要救護世帶數は、「要救護世帶及之に準ずる世帶の調査結果報告」(昭和十一年度、東京市社會局) に據る。

(ロ) 人　　口

上述の世帶に屬する現住人口は、總數15,783人、其の中舊市域3,863人(24.5%)、新市域 11,920人(75.5%)である。

人口に於ても、荒川區の 1,722人(10.9%)を最多とし、以下向島區(987人6.3%)、豐島區(975人6.2%)、深川區 (870人5.5%)、足立區 (804人5.1%)、板橋區(802人5.1%) の順位に多く、麴町區 (35人0.2%)、赤坂區(40人0.3%)、日本橋區(62人0.4%) 等が最も少く、其の分布狀態は、世帶の場合

と大差を見ない。

一區平均人口は、全市450.9人、舊市域257.5人、新市域596.0人である。

更に前述要救護世帶構成人口との割合は、全市7.8%にして世帶に於けると殆んど異らぬが市域別に在りては、舊市域が新市域よりも高率となつてゐる。

	全市	舊市域	新市域
A. 要救護世帶人口	201,949	46,915	155,034
B. 本調査世帶人口	15,783	3,863	11,920
Aに對するBの割合	7.8%	8.2%	7.7%

備考　要救護世帶人口は、「前掲同書」に據る。

要保護母子世帶數及人口

區名	世帶數	人口	世帶比率	人口比率	區名	世帶數	人口	世帶比率	人口比率
全市	3,739	15,783	100.0%	100.0%	目黒	108	505	2.9	3.2
舊市域	980	3,863	26.2	24.5	荏原	74	323	2.0	2.0
新市域	2,759	11,920	73.8	75.5	大森	100	463	2.7	2.9
麹町	9	35	0.2	0.2	蒲田	77	319	2.1	2.0
神田	19	73	0.5	0.5	世田谷	105	436	2.8	2.0
日本橋	17	62	0.5	0.4	澁谷	93	345	2.5	2.2
京橋	46	211	1.2	1.3	淀橋	72	301	1.9	1.9
芝	53	204	1.4	1.3	中野	74	330	2.0	2.1
麻布	38	165	1.0	1.1	杉並	124	536	3.3	3.4
赤坂	14	40	0.4	0.3	豐島	224	975	6.0	6.2
四谷	69	270	1.8	1.7	淀野川	83	366	2.2	2.3
牛込	29	95	0.8	0.6	荒川	399	1,722	10.7	10.9
小石川	115	461	3.1	2.9	王子	151	672	4.0	4.3
本郷	25	99	0.7	0.6	板橋	195	802	5.2	5.1
下谷	77	285	2.1	1.8	足立	195	804	5.2	5.1
淺草	130	495	3.5	3.1	向島	224	987	6.0	6.3
本所	128	498	3.4	3.2	城東	155	716	4.1	4.5
深川	211	870	5.6	5.5	葛飾	122	516	3.3	3.3
品川	97	432	2.6	2.7	江戸川	87	370	2.3	2.3

第二節　體性及年齡

前述の總人口15,783人の年齡を滿歲に依つて觀察するに、

乳、幼、學齡兒童		未、青、壯年者		老年者	
零歲(乳兒)	297人 (1.9%)	十四歲乃至十九歲(未成年)	1,020人 (6.5%)	六十五歲以上(老年)	401人 (2.5%)
一歲乃至五歲(幼兒)	3,196人 (20.2%)	二十歲乃至六十四歲(青壯年)	4,893人 (31.0%)		
六歲乃至十二歲(學齡兒童)	5,976人 (37.9%)				
計	9,469人(60%)	計	5,913人(37.5%)	計	401人(2.5%)

である。即ち未成年者、青年者及壯年者等大體に於て勞働し得る者は、總人口の37.5%を占むるに過ぎざるに反して、乳兒、幼兒及學齡兒童等世帶の負擔となる者が60.0%と言ふ高率を占めて居る。即ち東京府總人口の學令兒以下の全般に對する割合が30.0%なるに比し(下表參照)丁度二倍の率に當つて居る譯であつて、これ等の世帶の獨立が極めて困難なる基本的理由を物語つてゐるのである。

次に體性に就ては、男6,362人 女9,421人であつて、女1,000人に付、男675人の割合である。これも東京府總人口の女1,000人に付、男1,092人(昭和十年國勢調査より算出)なるに比較する時は著しき差異があるが、言ふ迄も無く夫を失ひたる世帶が大多數なる結果である。

體性及年齡別人口

種別	體性別＼年令別	0歲	1—5歲	6—13歲	14—19歲	20—64歲	65歲以上	合計
實數	男	154	1,644	2,992	503	975	94	6,362
	女	143	1,552	2,984	517	3,918	307	9,421
	計	297	3,196	5,976	1,020	4,893	401	15,783
比率	男 %	2.4	25.9	47.0	7.9	15.3	1.5	100
	女 %	1.5	16.5	31.7	5.5	41.6	3.2	100
	計 %	1.9	20.2	37.9	6.5	31.0	2.5	100

東京府人口年齡別比率

種別	體性別＼年齡別	0歲	1—5歲	6—13歲	14—19歲	20—64歲	65歲以上	合計
比率	男 %	2.7	11.3	15.2	15.0	53.8	2.0	100
	女 %	2.9	12.0	16.1	13.6	52.2	3.2	100
	計 %	2.8	11.7	15.5	14.4	53.0	2.6	100

備考　「昭和十年國勢調査報告」(內閣統計局)より算出。

第三節　世　帶　員　數

世帶を現住構成員數別に分ちて觀察するに、下表に示すが如く三人世帶が最も多く947世帶を數へ、世帶總數3,739の25.3%に當り、四人世帶も殆んど同數(924世帶24.7%)を算してこれに次ぎ、其の他は遙かに降つて五人世帶(688世帶18.4%)、六人世帶(445世帶11.9%)、二人世帶(427世帶11.4%)、七人世帶(211世帶5.7%)の順序であつて、八人世帶以上は急激に數を減少し十人世帶(3世帶0.1%)に到つて止まつてゐる。

卽ち調査世帶は其の大部分が夫を缺き、從つて又子女の自然增加を見ざる結果小人數世帶が特に多く、二人乃至四人の世帶が總數の61.4%の多きを占めてゐることが特徵となつてゐる。　次揭の要救護世帶及之に準ずる世帶と本市要保護世帶の統計表とを對照せられ度い。

而して一世帶平均員數は、4.2人である。

世帶員數別世帶數

世帶員數		1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人	合計
A.本調査	實數	—	427	947	924	688	445	211	71	23	3	3,739
	比率%	—	11.4	25.3	24.7	18.4	11.9	5.7	1.9	0.6	0.1	100.0
B.要救護世帶及之ニ準ズル世帶%		9.40	12.27	17.42	17.95	16.38	12.28	7.90	6.40	八人以上ハ一括		100.00
C.本市要保護世帶%		11.3	12.2	18.1	18.3	16.2	11.8	6.9	5.2	同上		100.0

B及びCは前揭「要救護世帶及之に準ずる世帶の調査結果報告」に據る。

第四節　世　帶　構　成

本節に於ては、現住世帶員に從つて世帶の構成を概述する。調査對象の種別上勿論「婦と子」の世帶が斷然多く、2,321世帶にして總世帶の62.1%に該當し、「夫婦と子」の797世帶(21.3%)、「夫又は婦と子及尊卑屬」の401世帶(10.7%)が遙かに少數を算してこれに續き、其の他は「夫又は婦と尊卑屬」108世帶(2.9%)、「夫婦と子及尊卑屬」86世帶(2.3%)、「夫婦と尊卑屬」16世帶(0.4%(、「其の他」10世帶(0.3%)の順位である。

以上に依て見るに、夫婦を中心とする世帶は總數の24.0%、殘餘の76.0%は何れか一方を缺いた世帶である。

但し本統計は、前記の如く現在世帶員に就いてなしたるものであり且又世帶主中心に觀察したるものであるから、上記分類の夫婦は必ずしも後述準寡婦夫婦に合致せず、又婦は必ずしも寡婦に合致しないのである。

世帶構成別世帶數

構成別 / 種別	夫婦ト子	夫婦ト尊卑屬	夫婦ト子及尊卑屬	婦ト子	夫又ハ婦ト尊卑屬	夫又ハ婦ト子及尊卑屬	其ノ他	合計
實數	797	16	86	2,321	108	401	10	3,739
比率%	21.3	0.4	2.3	62.1	2.9	10.7	0.3	100.0

第五節　收　入　月　額

世帶の收入月額を三十六圓以下を三圓階級別とし、三十六圓超過を一括して觀察するに「二十一圓以下」の收入月額を持つ世帶が筆頭に上り596世帶(15.9%)を數へ、以下「二十四圓以下」の553世帶(14.8%)、「十八圓以下」の416世帶(11.1%)、「二十七圓以下」の407世帶(10.9%)、「十五圓以下」の383世帶(10.2%)の如く、「二十一圓以下」を中心として左右に漸減してゐる。而して最少月額「三圓以下」は1世帶(0.0%)、「三十六圓超過」は348世帶(9.4%)である。

平均收入月額を算出すれば、一世帶當り23圓76錢(舊市域24圓39錢、新市域23圓54錢)、世帶員一人當り5圓62錢(舊市域6圓19錢、新市域5圓49錢)となる。尙本市に於ける被救護世帶の一世帶平均收入月額は、20圓27錢(昭和九年度「救護法に依る被救護世帶調査」東京市役所)である。

收入月額別世帶數

市域別 / 收入月額別	—3圓	—6圓	—9圓	—12圓	—15圓	—18圓	—21圓	—24圓	—27圓	—30圓	—33圓	—36圓	36圓超過	合計
全市	1	18	46	189	383	416	596	553	407	362	243	177	348	3,739
比率%	0.0	0.5	1.2	5.1	10.2	11.1	15.9	14.8	10.9	9.7	6.5	4.7	9.4	100.0
舊市域	—	4	10	56	99	112	150	131	89	95	69	56	109	980
比率%	—	0.4	1.0	5.7	10.1	11.5	15.3	13.4	9.1	9.7	7.0	5.7	11.1	100.0
新市域	1	14	36	133	284	304	446	422	318	267	174	121	239	2,759
比率%	0.0	0.5	1.3	4.8	10.3	11.0	16.2	15.3	11.5	9.7	6.3	4.4	8.7	100.0

第六節　支　出　月　額

支出月額を收入の場合と同樣三十六圓以下を三圓階級別とし三十六圓超過を一括するに、「二十一圓以下」の596世帶(15.9%)を最多とし大體この階級を中心に上下に遞減の傾向を示してゐることは、收入月額に於けると同樣であり、最少の支出月額は、「六圓以下」にして12世帶(0.3%)、「三十六圓超過」は358世帶(9.6%)である。

而して一世帶平均支出月額は、24圓24錢(舊市域24圓94錢、新市域24圓)、世帶員一人平均月額は5圓74錢(舊市域6圓33錢、新市域5圓55錢)である。又被救護世帶の平均支出月額は23圓12錢である。(前揭同書)

支出月額別世帯數

市域別＼支出金額別	—3圓	—6圓	—9圓	—12圓	—15圓	—18圓	—21圓	—24圓	—27圓	—30圓	—33圓	—36圓	—36圓超過	合計
全市	—	12	36	170	339	434	596	531	435	385	244	199	358	3,739
比率%	—	0.3	1.0	4.6	9.1	11.6	15.9	14.2	11.6	10.3	6.5	5.3	9.6	100.0
舊市域	—	4	8	49	87	117	148	121	104	101	63	62	116	980
比率%	—	0.4	0.8	5.0	8.9	11.9	15.1	12.3	10.6	10.3	6.4	6.3	11.9	100.0
新市域	—	8	28	121	252	317	448	410	331	284	181	137	242	2,759
比率%	—	0.3	1.0	4.4	9.1	11.5	16.2	14.9	12.0	10.3	6.6	4.9	8.8	100.0

第七節　收入月額中勤勞收入月額比率

世帯に於ける收入の中勤勞收入の占むる比率の多寡は、當該世帯の健全性を窺ふ一つの規準として重視すべきものであるが、今下に勤勞收入月額の總收入月額中に占むる割合を一割階級別に觀察するに、「十割以下」即ち收入月額が殆んど凡べて勤勞收入より成る世帯が 543 世帯を算して最も多く、總數の14.5%に當つてゐる。これに次いで多いのは「七割以下」(432世帯11.6%)、「六割以下」(425世帯11.4%)、「五割以下」(416世帯11.1%)、「四割以下」(399世帯10.7%) 等の諸階級にして、其の他は、これ等を中心として左右に漸減してゐる。

從つて平均（勤勞收入無き世帯を除く）すれば、一世帯に於いて勤勞收入月額の占むる割合は、55.6%、即ち總收入月額の半を稍々越ゆる程度であるが、救護法に依る被救護世帯の48.46%(前揭同書）に比すれば稍々高率である。

尙他に勤勞收入の全然無き留意すべき世帯が298世帯(8.0%)ある。

收入月額中勤勞收入月額比率別世帯數

種別＼比率別	無	1割以下	2割以下	3割以下	4割以下	5割以下	6割以下	7割以下	8割以下	9割以下	10割以下	計
實數	298	77	273	347	399	416	425	432	353	176	543	3,739
比率%	8.0	2.0	7.3	9.3	10.7	11.1	11.4	11.6	9.4	4.7	14.5	100.0

第八節　收入月額中公私救助月額比率

前節に於ては、世帯に於ける勤勞收入の割合を見たのであるが、本節に於ては公私の救助に依賴してゐる割合を前節同樣一割階級別に依つて見やうと思ふ。

先づ公私の救助に依賴するところ頗る大であつて其の割合「十割以下」なるものは、178世帯 (4.8%)であるが、これに反し公私の救助を仰がざるものは791世帯 (21.2%) を數へてゐる。この兩種別の間の世帯には、「四割以下」のものが510世帯 (13.6%) にして最も多く、次ぎは「五割以下」

(451世帯 12.1%)、「三割以下」(424世帯 11.3%)、「六割以下」(337世帯 9.0%) といふ順序である。

而して救助を受けてゐる世帯を平均すれば、公私救助月額は世帯收入月額の 45.4% となつてゐる。

收入月額中公私救助月額比率

種別＼比率別	無	—1割	—2割	—3割	—4割	—5割	—6割	—7割	—8割	—9種	—10割	合計
實數	791	91	223	424	510	451	337	312	266	156	178	3,739
比率%	21.2	2.4	6.0	11.3	13.6	12.1	9.0	8.3	7.1	4.2	4.8	100.0

第九節　負債有無及金額

調査世帯中負債の有るもの609世帯、無きもの 3,130世帯にして、前者は總數の 16.3%を占むるのみである。要保護世帯は、轉落の過程に於て或は又其の以前に於て負債を持つべきことは想像に難くないところであるが本調査に在りては、現に世帯を苦しめつつある負債のみを問題とし、且又日常背負ふ零細のものも除外した。其の結果は、上述の如く二割に滿たぬ609世帯が有負債世帯として現はれたのである。

今其の負債の金額を、百圓以下を二十五圓階級別、五百圓以下を百圓階級別、五百圓超過を一括して觀察するに、「二十五圓以下」の少額のものが勿論多であつて301世帯(49.4%)を算し、「五十圓以下」は遙かに降つて172世帯(28.2%)、其の他は「百圓以下」50世帯(8.2%)、「二百圓以下」30世帯(4.9%)、「七十五圓以下」23世帯 (3.8%) の順序に減少してゐる。而して「五百圓超過」が12世帯(2.0%) ある。

又、一世帯平均の負債額は、81圓90錢である。

負債有無及金額別世帯數

種別＼金額別	無	—25圓	—50圓	—75圓	—100圓	—200圓	—300圓	—400圓	—500圓	500超過圓	有ノ計	合計
實數	3,130	301	172	23	50	30	15	4	2	12	609	3,739
有ノ比率%	—	49.4	28.2	3.8	8.2	4.9	2.5	0.7	0.3	2.0	100.0	—

第十節　住居種別

住居を下表の如き分類に從つて觀察するに、「借家」が斷然多く 2,412 世帯にして總數の 64.5%に該當して居り、「借間」はこれに比較すると著しく少なく 742 世帯(19.9%)である。親戚、知友の許に無料にて「同居」のものは、231 世帯(6.2%)ある。これに反し、「自家」に住むものが 174

世帶(4.7%)あるが大部分新市域所在のものである。社會施設たる「母子ホーム」に收容せられてゐる世帶は97世帶(2.6%)、宿泊所は16世帶(0.4%)である。即ち兩者を合するも總數の漸く3.0%を占むるに過ぎない。以上の外、「アパート」37世帶(1.0%)、「簡易旅館」23世帶(0.6%)、更に特殊なるものとしては「持舟」5世帶(0.1%)、「借舟」2世帶(0.0%)がある。

住居種別世帶數

市域別＼住居種別	自家	借家	借間	同居	持舟	借舟	簡易旅館	アパート	母子ホーム	宿泊所	合計
全市	174	2,412	742	231	5	2	23	37	97	16	3,739
比率%	4.7	64.5	19.9	6.2	0.1	0.0	0.6	1.0	2.6	0.4	100.0
舊市域	23	510	293	72	3	1	15	17	36	10	980
比率%	2.4	52.1	29.9	7.3	0.3	0.1	1.5	1.7	3.7	1.0	100.0
新市域	151	1,902	449	159	2	1	8	20	61	6	2,759
比率%	5.5	68.9	16.3	5.8	0.1	0.0	0.3	0.7	2.2	0.2	100.0

第十一節　室　　數

室數は勿論一室乃至二室の世帶が大部分であつて、總數の88.8%を占めてゐる。其の中「一室」が幾分多く 1,728 世帶(46.2%)、「二室」は 1,592 世帶(42.6%)である。「三室」に到つては 遙かに少なく 329 世帶(8.8%)、「四室」は更に少なく 79 世帶(2.1%)である。尙「五室」8 世帶(0.2%)、「六室以上」3世帶(0.1%)といふのがあるが、これ等は例外である。

而して一世帶當り室數は 1.7 室である。

室數別世帶數

種別＼室數別	1室	2室	3室	4室	5室	6室以上	合計
實數	1,728	1,592	329	79	8	3	3,739
比率%	46.2	42.6	8.8	2.1	0.2	0.1	100.0

第十二節　疊　　數

前節に述べたるが如く、調査世帶の88.8%は 一室又は二室の小住居であるから、從つて又疊數に於ても、大體二室以下に該當する九疊を越へざるものが總數の81.6%に當つてゐる。

今疊數を下表の如き分類に基きて觀察するに、「九疊以下」が先づ筆頭に上り1,030世帶(27.6%)を算し、次ぎは「六疊以下」773 世帶(20.7%)、「四・五疊」602世帶(16.1%)、「十二疊以下」412 世帶(11.0%)、「七・五疊」355世帶(9.5%) の如き順位に續き、「三疊以下」は 288 世帶(7.7%)、「十八疊超過」は 35世帶(0.9%)である。

一世帶當りの疊數は 7.5 疊、一人當りは 1.8 疊である。又被救護世帶にありては、一世帶當り7.02疊、一人當り1.58疊である。(前揭同書)

疊數別世帶數

種別＼疊數別	3疊以下	4.5疊以下	6疊以下	7.5疊以下	9疊以下	12疊以下	15疊以下	18疊以下	18疊超過	合計
實數	288	602	773	355	1,030	412	177	67	35	3,739
比率%	7.7	16.1	20.7	9.5	27.6	11.0	4.7	1.8	0.9	100.0

第十三節　家賃、間代及地代月額

(イ) 家賃月額

三圓以下及十二圓超過を一括し、其の間を一圓五十錢階級別に觀察する。多いのは「九圓以下」(485世帶、20.1%)、「六圓以下」(453世帶、18.8%)、「七・五圓以下」(393世帶、16.3%)等の諸階級であつて、總數の過半數は以上の三階級に屬して居り、其の他はこれ等を中心に上下に減少してゐる。而して「十二圓超過」といふこの種の世帶としては高額なるものが244世帶(10.1%)あるが、こゝに述ぶる家賃は形式的に定められたるものであつて、實際の支拂ひとは必ずしも一致してゐないのである。而して、又特に家賃を免除せられてゐるものが68世帶(2.8%)ある。

以上の中無家賃の世帶を除きて平均すれば、一世帶當り8圓10錢(舊市域10圓34錢、新市域7圓50錢)となつてゐる。

(イ) 家賃月額別世帶數

市域別＼金額別	無	3圓以下	4.5圓以下	6圓以下	7.5圓以下	9圓以下	10.5圓以下	12圓以下	12圓超過	合計
全市	68	147	171	453	393	485	271	180	244	2,412
比率%	2.8	6.1	7.1	18.8	16.3	20.1	11.2	7.5	10.1	100.0
舊市域	11	13	19	76	55	78	64	57	137	510
比率%	2.2	2.5	3.7	14.9	10.8	15.3	12.5	11.2	26.9	100.0
新市域	57	134	152	377	338	407	207	123	107	1,902
比率%	3.0	7.0	8.0	19.8	17.8	21.4	10.9	6.5	5.6	100.0

(ロ) 間代月額

間代を一圓五十錢階級(九圓超過は一括)別に述ぶるに、「六圓以下」の243世帶(21.2%)を最多とし、「三圓以下」の205世帶(17.9%)、「四・五圓以下」の139世帶(12.1%)、「七・五圓以下」の117世帶(10.2%)がこれに次いで居り、其の他は 急に僅少となつてゐる。間代に於ては、無料のものが

特に多く 318 世帯(27.8%)を算してゐる。

而して、平均の間代(無料を除く)は、5 圓 14 錢(舊市域5圓74錢、新市域4圓71錢)である。

(ロ) 間代月額別世帯數

市域別＼金額別	無	1.5 圓以下	3 圓以下	4.5 圓以下	6 圓以下	7.5 圓以下	9 圓以下	9 圓超過	合計
全市	318	27	205	139	243	117	61	36	1,146
比率%	27.8	2.4	17.9	12.1	21 2	10.2	5.3	3.1	100.0
舊市域	97	3	72	40	113	56	37	25	443
比率%	21.9	0.7	16.3	9.0	25.5	12.6	8.4	5.6	100.0
新市域	221	24	133	99	130	61	24	11	703
比率%	31.4	3.4	19.0	14.1	18.4	8.7	3.4	1.6	100.0

(ハ) 地代月額

一圓以下及五圓超過を一括し、其の間を五十錢階級別に概述する。

總數174世帯の中「一•五圓以下」の23世帯(13.2%)、「一圓以下」の 20世帯(11.5%)、「三圓以下」の16世帯(9.2%)、「二圓以下」の 15世帯(8.6%)が多い方である。然し「五圓超過」するものが 23世帯(22.4%)ある。「無」は、その中37世帯が新市域所在のものであつて、多くは農家にして自己の土地使用である。

一世帯平均の地代は 3圓29錢(舊市域4圓19錢、新市域3圓12錢)である。

(ハ) 地代月額別世帯數

市域別＼金額別	無	1 圓以下	1.5 圓以下	2 圓以下	2.5 圓以下	3 圓以下	3.5 圓以下	4 圓以下	4.5 圓以下	5 圓以下	5 圓超過	不明	合計
全市	39	20	23	15	10	16	10	6	5	6	23	1	174
比率%	22.4	11.5	13.2	8.6	5.7	9.2	5.7	3.5	2.9	3.5	13.2	0.6	100.0
舊市域	2	—	1	2	2	4	3	2	—	2	5	—	23
比率%	8.7	—	4.3	8.7	8.7	17.4	13.1	8.7	—	8.7	21.7	—	100.0
新市域	37	20	22	13	8	12	7	4	5	4	18	1	151
比率%	24.5	13.2	14.6	8.6	5.3	8.0	4.6	2.7	3.3	2.7	11.9	0.6	100.0

第十四節 家賃間代及地代納付狀況

(イ) 家賃納付狀況

家賃は、一般勤勞階級、殊に要保護世帯にとつては大なる負擔であつて、極力生計を節約するも結局家賃の金額だけ不足を來たすと調査に際して訴へられる場合が多い。從て借家在住世帯 2,412世帯の中家賃を免除せられたる 68 世帯を除く 2,344 世帯に就いて見るに、過去一ケ年間に (A)滯納の有るもの1,188世帯(50,7%)、(B)分納卽ち家賃定額以下を時々納付せるもの548世帯(23.4%)、(C)完納せるもの608世帯 (25.9%)と言ふ割合である。卽ち完納せる世帯は總數の約四分の一に過ぎないのである。

今(A)の滯納狀況を、一ケ月階級別に觀察するに、過去一ケ年間に於て「十二ケ月」、卽ち全然滯納せるものが最も多く、264世帯にして總數1,188世帯の22.3%に當り、次は遙かに降つて「三ケ月」及「六ケ月」の各152世帯 (12.8%)、「二ケ月」の149世帯 (12.5%)、「四ケ月」の141世帯(11.9%)等6ケ月以下のものが多い。而して平均すれば6.2ケ月の滯納である。

又 (B)の分納せる世帯に就き過去一ケ年の納付金額合計を、家賃定額にて除して滯納月數を算して見るに、總數548世帯の中「六ケ月」滯納に相當するものが113世帯(20.6%)にして最も多く、「七ケ月」の75世帯(13.7%)、「四ケ月」の72世帯(13.1%)、「五ケ月」の 62世帯(11.3%)、「八ケ月」の58世帯(10.6%) 等が次で多い。從つて平均すれば6.0ケ月となり、前記滯納の 6.2ケ月と大差を見ない。家賃に於ては、分納世帯も結局滯納世帯と全體的には殆んど同一なることを示してゐる。

(イ) 家賃納付狀況別世帯數

種別		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
(A) 滯納	實數	73	149	152	141	82	152	50	39	21	55	10	264	1,188
	比率%	6.1	12.5	12.8	11.9	6.9	12.8	4.2	3.3	1.8	4.6	0.8	22.3	100.0
(B) 分納	實數	12	37	35	72	62	113	75	58	42	22	20	—	548
	比率%	2.2	6.8	6.4	13.1	11.3	20.6	13.7	10.6	7.7	4.0	3.6	—	100.0
(C) 完納	實數	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	608

(ロ) 間代納付狀況

有料借間に住む世帯828世帯の間代納付狀況を、家賃と同樣の分類に依つて觀察するに、(A)滯納268世帯(32.4%)、(B)分納75世帯(9.0%)、(C)完納485世帯(58.6%)である。これを見るに、家賃の場合よりも完納の割合が遙かに大である。借家人と借間人との立場の相違を相當反映してゐるのであらう。

卽ち(A)の滯納世帯にあつても、「二ケ月」(54世帯、20.2%)、「一ケ月」(39世帯、14.5%)、「三ケ月」(38世帯、14.2%) と言ふが如く僅少の滯納のものが多く、平均すれば滯納4.6ケ月となつてゐる。但し、(B)の分納世帯に於いては「六ケ月」(22世帯、 24.9%)が最多であつて、其の他も大體これを中心に漸減し、平均は6.2ケ月にして家賃の分納世帯に比し稍々多い結果となつてゐる。

(ロ) 間代納付狀況別世帶數

種別		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
(A) 滯納	實數	39	54	38	35	18	32	5	7	6	5	3	26	268
	比率%	14.5	20.2	14.2	13.1	6.7	11.9	1.9	2.6	2.2	1.9	1.1	9.7	100.0
(B) 分納	實數	2	3	4	7	9	22	9	4	9	5	1	—	75
	比率%	2.7	4.0	5.3	9.3	12.0	29.4	12.0	5.3	12.0	6 7	1.3	—	100.0
(C) 完納	實數	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	485

(ハ) 地代納付狀況

地代を納付すべき世帶は總數 135世帶であるが、其の中(A)滯納62世帶 (45.9%)、(B)分納9世帶(6.7%)、(C)完納64世帶(47.4%)にして、割合は間代の場合に近似してゐる。

然し(A)の滯納は、「十二ケ月」と言ふ最長期のものが32世帶(51.7%)にして絕對多數を占め、其の他は「六ケ月」6世帶 (9.7%)、「七ケ月」4世帶(6.5%)、「八ケ月」(同上) 等が多い方であつて、平均は9.3ケ月ある。(B)の分納は、「六ケ月」の4世帶(44.5%)が最多にして、平均5.9ケ月の滯納である。

(ハ) 地代納付狀況別世帶數

種別		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	不明	合計
(A) 滯納	實數	2	1	1	1	3	6	4	4	1	3	3	32	1	62
	比率%	3.2	1.6	1.6	1.6	4.8	9.7	6.5	6.5	1.6	4.8	4.8	51.7	1.6	100.0
(B) 分納	實數	—	1	—	1	—	4	1	2	—	—	—	—	—	9
	比率%	—	11.1	—	11.1	—	44.5	11.1	22.2	—	—	—	—	—	100.0
(C) 完納	實數	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	64

第十五節 炊事方法

本節に於いては炊事の方法を觀察する。興味を引くのは、「共同」炊事であつて、これは設備、燃料、勞力等々の節約を齎らし經濟上利するところ多き方法であるが、他面管理、計算、其の他に於て面倒なること多く、今日の生活樣式に於ては寧ろ例外的事柄に屬する。然し乍ら調査の結果は、197世帶を算し總世帶の5.3%に該當してゐる。但し、其の殆んど凡ては「同居」と言ふ特別な生活樣式の下に在る世帶である。「外食」する世帶は7世帶(0.2%)、下宿の形式をとつてゐるのが13世帶(0.3%)ある。殘餘の3,522世帶は、勿論「自炊」にして總數の94.2%に當つてゐる。

炊事方法別世帶

種別＼炊事方法別	自炊	共同	外食	其ノ他	合計
實數	3,522	197	7	13	3,739
比率%	94.2	5.3	0.2	0.3	100.0

第十六節 必要なる扶助種別

母子保護法に規定せられてゐる扶助種別は、生活、養育、醫療及生業の四種別である。扶助を受くる者は言ふ迄もなく母又は祖母と幼者であるが、先づ如上の扶助を要する者の有る世帶數を掲げる。但し現在救護法に依り救護せられてゐる者は、救護法の適用を撤回したものと假定して觀察した。

扶助種別	生活	養育	醫療	生業
扶助を要する者の有る世帶數	3,612	3,706	473	199
總世帶に對する割合	96.6%	99.1%	12.7%	5.3%

上述の中、醫療扶助を要する世帶は總世帶の12.7%にして、次節所述の現に醫療救助を受くる世帶が總數の29.2%なるに比し低率なるも、本節に於けるは當該世帶の母又は祖母と幼者のみに着眼し他の世帶員を除外した結果である。

次ぎに扶助を要する者の數を掲げる。

扶助種別	生活	養育	醫療	生業
扶助を要する者	3,622	9,135	524	199
母子又は幼者總人口に對する割合	96.6%	99.4%	4.1%	5.3%

第十七節 生活救助及醫療救助

要保護者が受ける救助中主要なるものは、言ふ迄もなく生活救助と醫療救助である。調査世帶中これ等の救助を受くる世帶員の有る世帶數を次に概述する。

(イ) 生活救助

生活救助を受くる世帶員の有る世帶は、3,023世帶(生活扶助のみ2,113世帶、生活救助と醫療救助併受910世帶) を算し總數の80.9%を占めてゐる。 其の中救護法の適用に依るものは2,500世帶であるから、生活扶助を受くる世帶總數の 82.7%と言ふ絕對多數のものは救護法の適用を受けてゐることゝなる。

(ロ) 醫療救助

醫療救助を受くる者の有る世帶は1,091世帶(醫療救助のみ181世帶、醫療救助と生活救助併受910

世帶）にして總數の29.2%に該當しゐる。而して救護法によるものは、其の中289世帶にして醫療救助を受くる世帶總數の26.5%に當る。卽ち醫療救助に於ては、公私診療券が特に活用されてゐることを示してゐるのである。

生活・醫療救助別世帶數

種別＼救助別		救護法	救護法及救護法以外	救護法以外	有計	無	計
實數	生活	1,250	494	369	2,113	—	2,113
	醫療	14	3	164	181	—	181
	生活・醫療	175	＊ 581	154	910	—	910
	合計	1,439	1,078	687	3,204	535	3,739

＊ 註　この中救護法に依る醫療救護を受くるは97世帶。

第二章　寡婦及準寡婦に關する事項

第一節　世帶に於ける地位

幼者を養育する母又は祖母の世帶に於ける地位を見るに、世帶主は2,722人(72.6%)、世帶主に非ざる者は1,027人(27.4%)である。卽ち世帶を主宰する者は七割强、然らざる者は三割弱であるが、後者は其の多數が準寡婦である。

世帶地位別人口

種別＼世帶地位別	世帶主	非世帶主	合計
實數	2,722	1,027	3,749
比率 %	72.6	27.4	100.0

備考　世帶は3,739世帶であるが其の中二組の寡婦又は準寡婦の有る世帶が10世帶を算する結果寡婦及準寡婦總數は3,749人である。

第二節　養育幼者員數

母及祖母が其の膝下に擁する十三歲以下の幼者員數別に見るに、幼者2人の者が最も多く、1,113人(29.7%)を數へ、幼者1人の987人(26.3%)、3人の911人(24.3%)もこれに次いで特に多く、以上の三者にて總數の80.3%を占めてゐる。從つて幼者4人以上を養育する者は、總數の二割弱である。其の中幼者の最も多いのは7人であるが、其の母及祖母は6人(0.2%)である。

平均すれば、母及祖母一人當り幼者員數は2.5人となる。

幼者員數別人口

種別＼幼者員數別	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	合計
實數	987	1,113	911	492	206	34	6	3,749
比率 %	26.3	29.7	24.3	13.1	5.5	0.9	0.2	100.0

第三節　年　齡

年齡を十九歲以下及八十歲以上を一括し、其の間を十歲階級別に觀察するに、「三十歲乃至三十九歲」の年齡の者が極めて多く、1,777人(47.4%)を算して殆んど總數の半に垂んとして居り、次は、遙かに降つて「四十歲乃至四十九歲」の1,196人(31.9%)である。かくて、三十臺及四十臺の最も働き盛りの者が、總數の約八割を占めてゐるのであるが、これは調査對象が十三歲以下の幼者を抱く者なる點よりうなづかれるところである。從つて、其の他の年齡階級に屬する者は、極めて少數なることは下表に見らるゝ通りである。又其の中「六十五歲以上」の老齡者を特に算出すれば、81人(2.2%)を數へる。

年齡別人口

種別＼年齡別	19歲以下	20—29歲	30—39歲	40—49歲	50—59歲	60—69歲	70—79歲	80歲以上	合計
實數	2	400	1,777	1,196	242	99	31	2	3,749
比率 %	0.1	10.7	47.4	31.9	6.4	2.6	0.8	0.1	100.0

第四節　心身狀況

心身狀況を下表の如き分類に從つて觀察する。先づ非健康者は、合計537人を算し總數の14.3%に當つてゐる。この割合は、昭和八年調査本市要保護世帶に於ける女世帶主の17.5%（昭和八年度「東京市要保護世帶調査」東京市役所）及昭和七年調査本市（舊市域）要保護寡婦の20.0%（昭和七年度「東京市要保護寡婦世帶調査」東京市役所）に比して低率を示してゐるが、これは、本調査の對象となれる者は前述の如く年齡の三十臺及四十臺の壯なる者が約八割を占めてゐる點より大體了解しうるところであり、殊に昭和七年の要保護寡婦調査に於ては、幼者を擁せぬ老齡者をも含んでゐるのである。

扨て、非健康者の中では、「疾病」が270人(50.2%)を算して半數を占め、繼續的勞働に堪へぬ「虛弱」が205人(38.2%)にしてこれに次ぎ、其の他は「不具」42人(7.8%)、「老衰」14人(2.6%)、「精神耗弱」及「精神病」各3人(0.6%)と言ふ數を示してゐる。

心身狀況別人口

種別＼心身狀況別	非健康							健康	合計
	疾病	弱	不具	耗弱	精神病	老衰	計		
實數	270	205	42	3	3	14	537	3,212	3,749
比率 %	50.2	38.2	7.8	0.6	0.6	2.6	100.0 %	—	—
	—	—	—	—	—	—	14.3	85.7	100.0

第五節 教育程度

教育程度を觀察するに當つて、第一に注目せらるゝのは「無學」であるが、被調査中には合計757人を算し、總數の20.2%を占めて居る。其の中、目に一丁字無き「文盲」が535人(14.3%)、「假名」を解し得る程度の者が222人(5.9%)である。

義務教育の終了者、卽ち「尋小卒」は、1,673人(44.6%)、「尋小中退」764人(20.4%)、高等小學校を修了せる「高小卒」は334人(8.9%)、「高小中退」82人(2.2%)である。更に高等女學校修了者たる「高女卒」が100人(2.7%)、「高女中退」が39人(1.0%)である。

以上要するに、義務教育修了以上の者は、總數の59.4%を占めてゐる譯であつて、下に掲ぐる昭和七年調査本市寡婦の教育程度に比し著しく良好である。これは旣述の如く年齡構成の差異の反映であらう。

教育程度別人口

種別＼教育程度	無學		尋小中退	尋小卒	高小中退	高小卒	高女中退	高女卒	合計
	文盲	假名							
實數	535	222	764	1,673	82	334	39	100	3,749
比率 %	14.3	5.9	20.4	44.6	2.2	8.9	1.0	2.7	100.0

昭和七年調査寡婦教育程度

種別＼教育程度	不就學	寺小屋	尋常小學中途退學	尋常小學卒業	高等小學中途退學	高等小學卒業	高等女學校中途退學	高等女學校卒業	不明	合計
比率 %	39.4	1.7	19.2	29.9	1.5	5.4	0.4	0.9	1.6	100.0

昭和七年度「東京市要保護寡婦世帶調査」東京市役所に據る。

第六節 扶養義務者の有無

扶養義務者の有無、更に義務者の能力の有無等の事は、極めて愼重なる調査を要し輕々に斷ずべきものではないのであるが、本節に述べるのは、都合に依り他の調査項目と同じく實地踏査に際し在戸の世帶主其の他が應答したる儘のものである。

母及祖母總數3,749の中、扶養義務者（世帶外）の有る者は3,142人(83.8%)、無き者は607人(16.2%)である。前者を更に扶養能力の有無に依て分つに能力の有る扶養義務者を持つ者は825人（22.0

%)・然らざる者は2,317人(61.8%)である。但しこゝで言ふ能力は、部分的扶養能力の者をも含んでゐるのであつて、上記825人の扶養義務者は、殆んど全部がさうである。而して完全なる扶養能力ある者と雖も事實上扶養拒否又は斷絕に立ち到つてゐる者である。

扶養義務者有(能力有無)無別人口

種別＼扶養義務者有無	有		無	合計
	能力有	能力無		
實數	825	2,317	607	3,749
比率 %	22.0	61.8	16.2	100.0

第七節 生活救助の有無

母及祖母3,749人の中、何等かの形にて繼續的に他より生活救助を受けてゐる者は999人にして、總數の26.6%に該當してゐる。從て殘餘の73.4%を占むる2,750人と言ふ相當尨大なる數の者は生活救助を何等受けてゐない譯である。

生活救助を受けてゐる者の中(A)救護法に依る扶助を受けてゐる者は123人(3.3%)、(B)救護法以外の公又は私的救助を受けてゐる者は847人(22.6%)、(C)兩者共に受けてゐるものは29人(0.7%)である。以上を見るに、母又は祖母にして救護法の生活扶助を受けてゐる者は極めて少數に止つてゐる。これは彼等の中の大多數が三十臺及四十臺の年齡なること、(第三節參照)從て老衰、疾病等の主要救護事由に該當する者が僅少なる結果なる可く、且幼者哺育の母なる救護事由が一般に餘り適用されざることも多少影響があるであらう。(註)

(B)の救護法以外の公私救助は、非現住者の送金が主なる部分を占めてゐる。

（註） 昭和十年度「救護法に依る被救護世帶調査」（東京市）に依れば幼者哺育の母は42人にして被救護者總數の0.31%である。

生活救助有無及種別人口

種別＼生活扶助有無及種別	有				無	合計
	救護法	救護法以外	救護法ト救護法以外	計		
實數	123	847	29	999	2,750	3,749
比率 %	3.3	22.6	0.7	26.6	73.4	100.0

第八節 疾病者の醫療種別

第三節に於て、疾病者は270人なる旨を述べたが、本節に於ては彼等が如何なる方法によつて治療してゐるかを概述する。

救護法の適用を受けて醫療を加へてゐる者は28人(10.4%)にして少數であるに反し、救護法以外

の醫療救助を受けてゐる者は139人(51.5%)の多數に上つてゐる。主として公私診療券に依るものである。救護法の手續に比し簡便なる診療券は、廣く重寶がられてゐる結果であらう。而して、尙自費による者が13人(4.8%)數へられる。

以上の外90人(33.3%)卽ち丁度三分の一に當る者は、特別に醫療を加へてゐないのであるが注目すべき事實である。

疾病者醫療種別人口

種別＼醫療種別	救護法	救護法以外	自費	無	合計
實數	28	139	13	90	270
比率%	10.4	51.5	4.8	33.3	100.0

第九節 職業

先づ職業大分類に從て分類する。

職業大分類別人員數

職業大分類	農業	水産業	鑛業	工業	商業	交通業	公務自由業	家事使用人	其の他の有業者	無業者	總計
實數	60	5	—	1,975	607	12	41	266	287	496	3,749
比率%	1.6	0.1	—	52.7	16.2	0.3	1.1	7.1	7.7	13.2	100.0
要保護世帶主比率%	3.3	0.6	0.2	43.2	20.2	4.9	2.5	0.6	14.4	10.1	100.0

備考 「要保護世帶主」は(昭和八年度「東京市要保護世帶調査」東京市役所)に據る。

本調査對象が女であるから一般要保護世帶主の職業と比較する時は、上表に示すが如く「其の他の有業者」「交通業」「商業」の割合が特に少く、「家事使用人」及「工業」の割合が特に多い。「工業」は實に52.7%を占めてゐるのであるが、下の通り主として被服身裝品、玩具、紙製品等に關するものである。

次ぎに主要なるものを掲げる。

「工業に關するもの」

和服裁縫	461	「工業」總數の	23.3%
玩具に關するもの	237	〃	12.0%
紙製品に關するもの	190	〃	9.6%
履物に關するもの	118	〃	6.0%
編物に關するもの	65	〃	3.3%

以上は、何れも一般要保護世帶に在つて內職とせらるゝものであるが、本調査對象にとつては勤

勞收入の主要なる源泉となつてゐるのである。

「商業に關するもの」

行商	208	「商業」總數の	34.3%
屑物買	113	〃	18.6%
駄菓子商	106	〃	17.5%
露店	61	〃	10.0%

「家事使用人」

家政婦	176	「家事使用人」總數の	66.2%
派出婦	51	〃	19.2%
通勤女中	28	〃	10.5%

「其の他の有業者」

雜役婦	113	「其の他の有業者」總數の	39.4%
掃除婦	44	〃	15.3%
日傭	31	〃	10.8%

第十節 就業日數(五月中)

前節に於ては職業に就て述べたが、本節に於ては彼等の本年五月中に於ける就業日數を觀察する。

就業日數を五日階級(最後は六日)として見るに、「二十六日乃至三十一日」卽ち一ケ月中の殆んど總日數就業の者が極めて多く1,613人を算し、總數の49.6%卽ち約半數に當つてゐる。これは內職的職業等に從事する者が特に多い結果である。次ぎは遙かに少數ではあるが「十六日乃至二十日」の624人(19.2%)、「二十一日乃至二十五日」の445人(13.7%)等が他の階級に比して多く、以下就業日數の少なきにつれて急激に員數を減じ、「一日乃至五日」は38人(1.2%)である。尙この外に五月中就業せざる者が63人(1.9%)ある。

五月中就業日數別人口

種別＼就業日數別	無	1—5日	6—10日	11—15日	16—20日	21—25日	26—31日	合計
實數	63	38	184	286	624	445	1,613	3,253
比率%	1.9	1.2	5.6	8.8	19.2	13.7	49.6	100.0

第十一節 勤勞收入金額(五月中)

本年五月中に於ける勤勞收入を三圓階級別(三十圓超過は一括)にして概述する。

先づ最も多いのは「六圓以下」の收入の者であつて848人(26.1%)を數へ、總數の約四分の一を占めてゐる。其の他は「十二圓以下」の542人(16.6%)、「三圓以下」の497人(15.3%)、「九圓以下」の485人(14.9%)等の小額收入の者が多く、十五圓を超ゆる諸階級に到つては、極めて少數であることは下表に示す通りである。卽ち第九節所述の職業によつても窺はるゝが如く、彼等の多くは零細の收入を齎らす勤勞に從事してゐる者であつて、其の收入月額を平均して見るに漸く8圓96錢を算するに過ぎない。これは世帶平均支出月額24圓24錢(第六節參照)の37.0%に該當するのである。

五月中勤勞收入金額別人口

種別＼金額別	無	3圓以下	6圓以下	9圓以下	12圓以下	15圓以下	18圓以下	21圓以下	24圓以下	27圓以下	30圓以下	30圓超過	合計
實數	63	497	848	485	542	419	161	139	36	31	21	11	3,253
比率%	1.9	15.3	26.1	14.9	16.6	12.9	4.9	4.3	1.1	1.0	0.6	0.4	100.0

第十二節　就業場所

職業を持つ者は旣述の如く3,253人であるが、今其の就業場所が宅內なりや否やを見るに、宅內にて就業する者は1,737人(53.4%)、宅外は1,516人(46.6%)であつて、宅內が半數を越えてゐる。內職的職業就事者の割合が多い結果である。

就業場所別人口

種別＼就業場所別	宅內	宅外	合計
實數	1,737	1,516	3,253
比率%	53.4	46.6	100.0

第十三節　就業先

前節に於て、宅外にて就業する者は1,516人なることを知つたが、本節に於ては更に彼等の就業先を觀察する。

先づ最も多いのは「私人宅」であつて、382人(25.2%)卽ち總數の四分の一を占めてゐる。派出婦、家政婦、女中等がこれである。「工場」に於て女工、雜役婦等として從業する者は次いで多く304人(20.1%)を算する。就業先はこの二者が主要のものであつて總數の半近くを占むるのであるが、其の他比較的多いものとしては、就業先不定の「行商」(197人 13.0%)、「屑買」(115人 7.6%)を始め、「商店」(97人 6.4%)、「會社」(70人 4.6%)、「露店」(70人 4.6%)、「農耕地」(68人 4.5%)等を擧げることが出來る。其の他に就ては次揭の表を見られ度い。

就業先別人口

市域別＼就業先		會社	工場	商店	私人宅	官廳	農耕地	土木現場	社寺	託兒所	料理店	カフエー	病院	教會	町會	母子ホーム	授產場	助產所	就業先不定 行商	露店	屑拾	屑買	不定	合計
全市	實數	70	304	97	382	46	68	24	16	2	11	1	8	2	2	4	1	1	197	70	19	115	76	1,516
	比率%	4.6	20.1	6.4	25.2	3.0	4.5	1.6	1.0	0.1	0.7	0.1	0.5	0.1	0.1	0.3	0.1	0.1	13.0	4.6	1.3	7.6	5.0	100.0
舊市域	實數	21	78	30	101	18	—	4	5	1	4	—	3	—	2	—	1	—	58	25	2	8	17	378
	比率%	5.6	20.6	7.9	26.7	4.8	—	1.1	1.3	0.3	1.1	—	0.8	—	0.5	—	0.3	—	15.3	6.6	0.5	2.1	4.5	100.0
新市域	實數	49	226	67	281	28	68	20	11	1	7	1	5	2	—	4	—	1	139	45	17	107	59	1,138
	比率%	4.8	19.8	5.9	24.7	2.5	6.0	1.7	1.0	0.1	0.6	0.1	0.4	0.2	—	0.3	—	0.1	12.2	4.0	1.5	9.4	5.2	100.0

第十四節　特殊技能

特殊技能は、世帶更生の手段となり得るものであつて重視すべきものであるが、今母及祖母3,749人の中特殊技能所有者は幾何なるかを見るに、合計179人を數へ總數の4.8%に當つてゐる。

次にこの179人に就き其の特殊技能を概括して述ぶるに、

1. 工業に關するもの　132人　73.7%
2. 商業に關するもの　13人　7.3%
3. 交通業に關するもの　2人　1.1%
4. 自由業に關するもの　32人　17.9%

卽ち「工業に關するもの」が壓倒的に多い。この中主要なるものは「ミシン裁縫」(44人 24.6%)、「和服裁縫」(特に熟練なるもの)(42人23.5%)、「編物」(10人5.6%)、「袴仕立」(6人 3.4%)等である。

次いで多い「自由業に關するもの」中の主なるものは、「產婆」(9人 5.0%)、「揉療治」(7人 3.9%)「看護婦」(5人 2.8%)である。

「商業に關するもの」中では、13人中「髮結」が10人(5.6%)を占めてゐる。

特殊技能有無及種別人口

種別＼特殊技能		工業に關するもの	コイル捲	糸操り	刺繍	洋裁	和服裁縫	袴仕立	ミシン縫	洋服裁縫	洋カバン服り	洋傘製作	靴縫合せ	製本	タイル張り	下駄表製作	靴下製作	カモジ製作	紙漉キ	篠細工	セルロイド人形成型	染色	機織	編物	納豆製造
實數			1	1	1	2	42	6	44	1	1	1	1	3	1	1	2	1	1	1	3	2	1	10	1
比率%			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

種別＼特殊技能	菓子製造	人形製造フランス	萬年筆製作	計	商業に關するもの 髮結	理髮	美容術	計	交通業に關するもの 自動車運轉手	電話交換	計	自由業に關するもの 看護婦	產婆	義太夫	タイピスト	生花	琴	三味線	揉療治	易	筆耕	計	合計
實數	2	1	1	132	10	2	1	13	1	1	2	5	9	1	3	2	1	1	7	2	1	32	179
比率%	—	—	—	73.7	—	—	—	7.3	—	—	1.1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	17.9	100.0

第十五節　就業中に於ける幼者の處置方法

職業を有する母及祖母3,253人が擁する滿五歳以下の幼者は合計2,598人に上るのであるが、これ等の監督を要する幼者を從業中如何に處置してゐるであらうか。次ぎにこれを下表の如き分類に從つて幼者の側より觀察する。

先づ最も多いのは、「同居」即ち家庭に於て內職其の他に從事し乍ら監督を受くる幼者であつて1,240人を數へ、總數の47.7%に當つてゐる。次ぎは遙かに降つて「家族監督」の597人(23.0%)であり、「同伴」(275人10.6%)、「託兒」(249人9.6%)及「放置」(237人9.1%)の三者は略ゝ同數を算してゐる。

以上の中「同伴」及「同居」殊に「同伴」は、從業者の勞働を妨ぐること大なることに注意すべく、「放置」は幼者にとつて好ましからぬことである。更に「託兒」就中「託兒所」利用の者が172人(6.6%)に過ぎない事は、稍過少なりと言はねばならぬ。

就業中幼者處置方法別(五歳以下)

種別＼處置方法別	託兒		同伴	同居	家族監督	放置	合計
	託兒所	私人託					
實數	172	77	275	1,240	597	237	2,598
比率%	6.6	3.0	10.6	47.7	23.0	9.1	100.0

第十六節　姙娠の有無

母子扶助法には、姙產婦の保護に關する規定がない。寡婦又は準寡婦に於ては、一般的には姙娠は考へられぬことであり、且又姙產婦を特に保護せるとせば實際問題として反面弊害を伴ふことを免れないのであるから、當該規定を置かなかつたのは當然であらう。

然し乍ら現に困窮の影響下に在る母體と胎兒が在るとすれば、そは何等かの方法によつて考慮しなければならない事柄であらう。本調査に於ては、かやうな母體を42人數へた。總數の1.1%に當つてゐるのである。

姙娠の有無別人口

種別＼姙娠ノ有無別	有	無	合計
實數	42	3,707	3,749
比率%	1.1	98.9	100.0

第十七節　婚姻希望の有無

夫無き世帶は、經濟生活上、子女の教育上、將又其の他社會生活上極めて不利なる條件の下に在り、其の辛苦は恐らくは當事者外の想像を遙かに越ゆるものであるが、これを少くとも形式上正常な

る狀態に取戻すのは寡婦の再婚であることは言ふ迄もない。

然らば被調査者中の寡婦はこの點に如何なる態度を取つてゐるかと言ふに、

婚姻希望　157人(6.4%)、　　希望せず　2,290人(93.6%)

即ち再婚の希望者は、漸く6.4%に過ぎず殘餘の93.6%と言ふ絕對多數の者は希望しないと應答したのである。其の主要なる理由は概ね次の通である。

(イ)　今日迄の辛抱を更に堪へ忍び子女の養育を完ふして亡夫に報ひんとすること、

(ロ)　再婚後の實質上の諸結果に危惧を抱くこと、

(ハ)　無財產の上子女多數なる點より再婚不能を確信すること、

(ニ)　結婚生活に失望してゐること。

婚姻希望有無別人口

種別＼婚姻希望有無別	有	無	合計
實數	157	2,290	2,447
比率%	6.4	93.6	100.0

第十八節　母子ホーム收容希望の有無

調査せる寡婦世帶は、一般に不廉なる住居費を負擔せること、身邊に適當なる生活上の指導者無き者多きこと、等々の理由に依り母子ホームに收容さるに非れば諸種の點に於て好結果を被むるへきは容易に想像される。

然るに、被調査者の中收容希望者は案外に少數であつた。

收容希望　838人(34.2%)　　希望せず　1,609人(65.8%)

希望せざる理由は、概略次ぎの通である、

(イ)　私生活が極めて拘束さるゝやう憶測すること。

(ロ)　近隣に親交多き現住居を安住地と考へ居ること。

(ハ)　現在を離るれば職業を失ふ恐れあること。

(ニ)　團體生活を好まざること。

(ホ)　漠然たる不安。

母子ホーム收容希望有無別人口

種別＼希望有無別	有	無	合計
實數	838	1,609	2,447
比率%	34.2	65.8	100.0

第十九節　性行其の他に因り扶助に適せざる者

本調査事項は、性質上輕々に斷ず可きもので無く、特に周到なる調査を要する。從つて主として當該地區擔當の方面委員の意見に從つたのであるが、その結果母子扶助法第三條の「母カ性行其ノ他ノ事由ニ因リ子ヲ養育スルニ適セサル」者と認められたる者は合計18人(0.5%)であつた。(但し上述は一應の判斷であつて實際に缺格者として扱ふには更に特別なる再調を要する。從て他の節に於ては、これ等も一應適格者として扱つた。扶養義務者に關しても同樣)

性行其の他に因る扶助適否別人口

扶助適否	扶助適	扶助不適	合計
實數	3,731	18	3,749
比率%	99.5	0.5	100.0

第二十節　前夫の職業及夫の前職業

本節に於ては、寡婦に就いては前夫の職業を、準寡婦に就いては、夫の前職業を觀察し以て寡婦又は準寡婦となる前の生活程度を窺はんとするものである。

先づ業態に依り分つに。

自營業	普通雇傭	日傭	無業	不明	合計
1,269人	1,797人	620人	58人	5人	3,749人
33.9	47.9	16.5	1.6	0.1	100.0%

である。卽ち一般に生活程度低き「日傭」に屬する者は、16.5%を占むるに過ぎず、大部分(81.8%)の者は「自營業)及」普通雇傭」に屬してゐる。

更に「自營業」(「自由業」110人を除く)を、使用人の有無に依り、

他人使用	單獨	合計
302人	857人	1,159人
26.1	73.9	100.0%

又「普通雇傭」を勞務の種別に依り、

職員其の他	勞務者	合計
262人	1,535人	1,797人
14.6	85.4	100.0%

以上の如くに分つときは、一應普通程度の生活を爲し得ると考へらる。「他人使用」の業主は「自營業」の26.1%を占め、又「普通雇傭」中の上部に屬する「職員其の他」は、14.6%占め、兩者を合すれば564

人にして總數の15.0%に該當してゐる。勿論これは極めて大把みの判斷ではあるが、夫の健在當時は少くとも普通程度の生活を營むでゐた寡婦が必ずしも稀少でないことが窺はれるのである。(卷末統計表參照)

前夫の職業及夫の前職業別員數

種別	自營業					普通雇			日傭			無業				不明	合計
	業主			自由業	計	職員其ノ他	勞務者	計	技術者	技術無キ者	計	學生	疾病入院者	無業者	計		
	他人使用	單獨	小計														
實數	302	857	1,159	110	1,269	262	1,535	1,797	363	257	620	1	11	46	58	5	3,749

第二十一節　前夫又は夫との關係

寡婦又は準寡婦の前夫又は夫との關係を見るに、婚姻關係に在りし者又は在る者3,252人(86.7%)にして勿論大多數を占めてゐるが、其の外事實上の夫婦なるも婚姻屆なき者、卽ち內緣關係の者が944人を數へ總數の13.2%に該當してゐる。尙其の外夫婦關係なくして子女を擁する者が3人(0.1%)ある。

前夫又は夫との關係別人口

種別＼前夫トノ關係	婚姻	內緣	無	合計
實數	3,252	494	3	3,749
比率%	86.7	13.2	0.1	100.0

第二十二節　寡婦又は準寡婦として幼者を養育し始めし年月

幼者を母又は祖母が寡婦又は準寡婦として養育し始めた年月を觀察する。幼者が滿十三歲以下卽ち大正十三年五月二十日以降に出生せし者であるから、觀察の年月も亦大正十三年以後に屬するのであるが、これを二ケ年階級別に概述する。

(イ)　母

(A)　寡婦。「昭和十一年乃至十二年」卽ち最近の者が836人にして最も多く、總數の36.0%に當つて居り、「昭和九年乃至十年」の者は725人(31.2%)を算して、稍々これに近いが、「昭和七年乃至八年」以前に至れば、年月を遡るにつれて急激に員數を減少し、「大正十三年乃至十四年」の者は漸く14人(0.6%)を數ふるのみである。これに依つて見るに、こゝ三、四年來の者が特に多く、幼者を抱いて六、七年以上に亘る者は極く少數である。

(B)　準寡婦。「昭和十一年乃至十二年」の者521人(40.5%)、「昭和九年乃至十年」の者406人

(31.6%)にして兩者が際立つて多く、古き年月に到れば急速に減少してゐる事等大體の傾向は、寡婦に於けると同樣であるが、只最近の年月たる「昭和十一年乃至十二年」の者の割合は準寡婦の方が更に大である。

寡婦又は準寡婦として幼者を養育し始めし年月

寡婦・準寡婦 ＼ 年度別		大正 13—14	大正昭和 15—2	昭和 3—4	昭和 5—6	昭和 7—8	昭和 9—10	昭和 11—12	合計
寡婦	實數	14	46	81	187	435	725	836	2,324
	比率%	0.6	2.0	3.5	8.0	18.7	31.2	35.0	100.0
準寡婦	實數	12	28	26	82	211	406	521	1,286
	比率%	0.9	2.2	2.0	6.4	16.4	31.6	40.5	100.0
計	實數	26	74	107	269	646	1,131	1,357	3,610
	比率%	0.7	2.0	3.0	7.4	17.9	31.4	37.6	100.0

(ロ) 祖母

(A) 寡婦。「昭和十一年乃至十二年」50人(40.6%)、「昭和九年乃至十年」27人(22.0%)、矢張り兩階級にて總數の62.6%と言ふ主要部分を占めてゐる。

(B) 準寡婦。「昭和十一年乃至十二年」4人(25.0%)、「昭和九年乃至十年」5人(31.3%)、其の他は極く少數である。

寡婦又は準寡婦として幼者を養育し始めし年月

寡婦・準寡婦 ＼ 年度別		大正 13—14	大正昭和 15—2	昭和 3—4	昭和 5—6	昭和 7—8	昭和 6—10	昭和 11—12	合計
寡婦	實數	2	12	5	12	15	27	50	123
	比率%	1.6	9.8	4.0	9.8	12.2	22.0	40.6	100.0
準寡婦	實數	—	1	2	1	3	5	4	16
	比率%	—	6.2	12.5	6.2	18.8	31.3	25.0	100.0
計	實數	2	13	7	13	18	32	54	134
	比率%	1.4	9.4	5.0	9.4	12.9	23.0	38.9	100.0

第二十三節　寡婦又は準寡婦となりし事情

本調査にかゝる幼者を養育する寡婦及準寡婦は、既述の如く總數3,749人であるが、其の中幼者の母は3,610人(96.3%)、祖母は139人(3.7%)である。次ぎに彼等が寡婦又は準寡婦となりし事情を概述する。

(イ) 母

寡婦2,324人(64.4%)、準寡婦1,286人(35.6%)であるが、それ等のものとなりし原因を下表の如く

に分類するに、寡婦に於ては「夫死亡したる者」が勿論絶對的に多數で2,164人(93.1%)を占めて居り、「夫と離婚したる者」は157人(6.8%)である。

準寡婦に於ては「夫が心身の障碍により勞働不能の者」が1,043人(81.1%)を算して主要部分を占めてゐるのは當然と言ふ可く、其の他では「夫が行方不明なる者」の120人(9.3%)が稍々多く、「夫が母子を遺棄したる者」は67人(5.2%)、「夫が法令に依り拘禁せられたる者」は56人(4.4%)である。

寡婦及準寡婦となりし事情別人口(母)

寡婦・準寡婦 ＼ 種別	配遇者ナキ者 (1) 初ヨリ夫ナキ者	(2) 夫ガ死亡シタル者	(3) 夫ト離婚シタル者	計	配遇者アル者 (4) 夫ガ心身ノ障碍ニヨリ勞働不能者	(5) 夫ガ行方不明ナル者	(6) 夫ガ法令ニ依リ拘禁セラレタル者	(7) 夫ガ母子ヲ遺棄シタル者	計	合計
實數	3	2,164	157	2,324	1,043	120	56	67	1,286	3,610
比率%	0.1	93.1	6.8	100.0%	81.1	9.3	4.4	5.2	100.0%	—
	—	—	—	64.4	—	—	—	—	35.6	100.0

(ロ) 祖母

寡婦123人(88.5%)、準寡婦16人(11.5%)であるから寡婦の割合は母の場合に比し餘程多い。寡婦の中では「夫死亡したる者」118人(9.6%)、「夫と離婚したる者」5人(4.0%)である。

準寡婦に於いては夫が心身の障碍に因り勞働不能の者」12人(75.0%)、「夫が行方不明なる者」3人(18.7%)、「夫が母子を遺棄したる者」1人(6.3%)にして、其の間の割合は母の場合と若干の差を示してゐるが、算出の基本たる實數が極く少數である。故、此の比率は餘り意義を有せぬ。

寡婦及準寡婦となりし事情別人口(祖母)

寡婦・準寡婦 ＼ 種別	配遇者ナキ者 (1) 初ヨリ夫ナキ者	(2) 夫ガ死亡シタル者	(3) 夫ト離婚シタル者	計	配遇者アル者 (4) 夫ガ心身ノ障碍ニヨリ勞働不能者	(5) 夫ガ行方不明ナル者	(6) 夫ガ法令ニ依リ拘禁セラレタル者	(7) 夫ガ母子ヲ遺棄シタル者	計	合計
實數	—	118	5	123	12	3	—	1	16	139
比率%	—	96.0	4.0	100.0%	75.0	18.7	—	6.3	100.0%	—
	—	—	—	88.5	—	—	—	—	11.5	100.0

第二十四節　來市年月

本節に於いては、寡婦及準寡婦の來市年月を觀察する。

先づ本市生れと然らざる者とに分つに、前者1,019人(27.2%)、後者2,730人(72.8%)にして本市一般人口の例に漏れず外來者が壓倒的に多數である。

次ぎにそれ等の來市年月を明治年間を一括し、大正元年以降を二年階級別として概述するに、明治年間の481人(12.8%)は扨て置き、大正元年以降に於ては大震災の年を含む「大正十一年乃至大正十二年」の261人(7.0%)及翌年の「大正十三年乃至大正十四年」の275人(7.3%)が特に多い。本市に於ける所謂復興景氣に誘はれて上京せる人々を含むのであらう。これ等の年度以前に於ては「大正七年乃至大正八年」(224人6.0%)が目立つてゐるが、之は農村に於ける小作爭議著增の年度である。昭和年間に入つては、大體大正年間頭初と同じく140人以下の員數を算し、その間に大なる增減を示してゐない。

尙救護費負擔費に於て、母子扶助法が救護法第十八條と同樣なる條項に依るとすれば、本市の負擔とならざる來市一年未滿の者は67人にして總數の1.8%に當るのである。

來市年月別人口

種別＼年度別	生來	明治年間	大正1—2	〃3—4	〃5—6	〃7—8	〃9—10	〃11—12	〃13—14	大正15—昭和2	〃3—4	〃5—6	〃7—8	〃9—10	11—12 11年1月—11年6月	11—12 11年6月—12年6月	合計
實數	1,019	481	132	138	170	224	193	261	275	212	128	137	140	139	33	67	3,749
比率%	27.2	12.8	3.5	3.7	4.5	6.0	5.1	7.0	7.3	5.7	3.4	3.7	3.7	3.7	0.9	1.8	100.0

第三章　幼者に關する事項

第一節　體性及年齡

前述來の寡婦及準寡婦に擁せられる十三歲以下の幼者は總數9,190人である。以下其の年齡と體性に就て略述する。

(イ) 年　齡

滿歲に依り一歲階級別に觀察するに「十歲」の867人(9.4%)を最多とし、「九歲」の857人(9.3%)、「八歲」の844人(9.2%)大差なくこれに續き、其の他は大體この三階級を中心に上下に漸減の傾向を示してゐる。而して「零歲」に到れば「十歲」の殆んど三分の一なる296人(3.2%)を數ふるに過ぎず、又「十三歲」(但し調査現在日に於て滿十三歲になりたる者のみ)は60人(0.7%)である。卽ち「十歲」迄は普通の年齡構成と異り、「零歲」を始めとし低年齡の者程員數の少ない傾向を取つてゐるのであるが、勿論これは寡婦又は準寡婦の世帶に屬する幼者なるがためである。

以上を乳兒(零歲)、幼兒(一歲乃至五歲)及學齡兒童(六歲乃至十三歲)の三者に分類するに、大體第一章第二節所述のそれと一致するのであるが、乳兒296人(3.2%)、幼兒3,187人(34.7%)、學齡兒

童5,707人(62.1%)である。

(ロ) 體　性

男4,660人、女4,530人にして男が女よりも130人多く、女1,000人に就き男1,029人の割合である。

體性別年齡別人口

種別	體性別＼年齡別	0歲	1歲	2歲	3歲	4歲	5歲	6歲	7歲	8歲	9歲	10歲	11歲	12歲	13歲	幼者員數
實數	男	155	260	280	300	404	394	408	414	428	442	441	401	305	28	4,660
	女	141	246	257	315	353	378	407	379	416	415	426	416	349	32	4,530
	計	296	506	537	615	757	772	815	793	844	857	867	817	654	60	9,190
比率	男 %	3.3	5.6	6.0	6.4	8.7	8.5	8.7	8.9	9.2	9.5	9.5	8.6	6.5	0.6	100.0
	女 %	3.1	5.4	5.7	6.9	7.8	8.3	9.0	8.4	9.2	9.2	9.4	9.2	7.7	0.7	100.0
	計 %	3.2	5.5	5.9	6.7	8.2	8.4	8.9	8.6	9.2	9.3	9.4	8.9	7.1	0.7	100.0

第二節　戸籍上の身分

幼者總數9,190人の中8,159人(88.8%)は「嫡出子」、1.031人は然らざる者である。後者を細別すれば「庶子」606人(6.6%)、「私生兒」403人(4.4%)、「無籍兒」22人(0.2%)である。

これを本市要保護世帶に於ける乳幼兒のそれと比較するに、本調査に於ける「庶子」及び「私生兒」の率が著しく高い。

戸籍上の身分別人口

種別＼身分別		嫡出子	庶子	私生兒	無籍兒	合計
本調査	實數	8,159	606	403	22	9,190
	比率 %	88.8	6.6	4.4	0.2	100.0
要保護世帶乳幼兒	比率 %	94.2	3.5	2.1	0.2	100.0

備考　要保護世帶乳幼兒の比率は(昭和九年度「要保護世帶に於ける乳幼兒の生活狀態」東京市役所)より算出。

第三節　心身狀況

幼者の心身狀況を先づ非健康と健康とに分つに、

		非健康	健康	不明	總數
(A) 本調査	實數	503人	8,687人	—	9,190
	比率	5.5	94.5	—	100.0%
(B) 被救護幼者		6.8	92.4	0.8	100.0%

備考　(B)は(昭和十一年度「東京市被救護幼者調査」東京市役所)より算出。

であつて非健康なる者は總數の5.5%に當り本市の被救護幼者よりも稍々低率である。

次ぎに非健康者の內容を下の分類に依て見るに、「疾病」が最多にして271人(53.9%)を占め、これに次いでは「虛弱」が200人(39.7%)が多く、其の他は「不具」23人(4.6%)、「白痴」6人(1.2%)、「耗弱」3人(0.6%)等である。

心身狀況別幼者數

種別＼心身狀況別	疾病	虛弱	不具	耗弱	白痴	計
實數	271	200	23	3	6	503
比率%	53.9	39.7	4.6	0.6	1.2	100.0

第四節 託兒狀況

寡婦及準寡婦は、一家の主柱として家計維持の責任をも背負ふ關係上併せて母本來の責任たる子女の養育に專念することは極めて困難なることゝ言はなければならない。この意味から言つて乳幼兒は彼等にとつて大なる負擔であるが、これを端的に救ふのは託兒である。

然らば調査幼者はこの點に就いて如何に扱はれてゐるかと言ふに、滿五歲以下の幼者は總數3,483人を算するが、「託兒」せらるゝ者は漸く288人にして總數の8.3%に當り、其の中「託兒所」へ受託せらるゝ者は203人(5.8%)、「私人」は85人(2.5%)である。卽ち社會施設としての「託兒所」の役割は微々たるものと言はなければならぬ。

託兒有無別人口

種別＼託兒有無別	年齡別	有 託兒所	有 私人	計	無	計
實數	0—2オオ	64	27	91	1,248	1,339
	3—5オオ	139	58	197	1,947	2,144
	合計	203	85	288	3,195	3,483
比率%	0—2オオ	4.8	2.0	6.8	93.2	100.0
	3—5オオ	6.5	2.7	9.2	90.8	100.0
	合計	5.8	2.5	8.3	91.7	100.0

第五節 就學狀況

調査幼者の中滿六歲以上の者は總數5,707人を數へるが、其の中未だ就學の始期に達せざる者103人(1.8%)を除き殘餘の5,604人に就き就學狀況を概觀する。

先づ就學步合を見るに未就學85人(1.5%)、就學5,519人(98.5%)であるから就學步合は100に付き98.48となる。本市に於ける就學步合(昭和九年度)99.49(第三十三回東京市統計年表)に比すれば

1.01%低率であるが世帶の實狀よりすれば、寧ろ就學步合は良好なりと言はねばならぬ。

前述の就學せるもの5,519人中「尋常小學校」に「在學」せる者は4,993人(90.5%)、「卒業」せる者は351人(6.4%)、「中途退學」せる者は52人(1.0%)である。更に進んで「高等小學校」に「在學」せる者は112人(2.0%)、「中途退學」せる者は8人(0.1%)である。この外「高等女學校在學」が3人(0.0%)ある。

就學狀況別人口

種別＼就學狀況別	尋常小學 在學	尋常小學 中途	尋常小學 卒業	高等小學 在學	高等小學 中途	高女在學	合計
實數	4,993	52	351	112	8	3	5,519
比率%	90.5	1.0	6.4	2.0	0.1	0.0	100.0

第六節 生活救助の有無

旣述の如く母及祖母の中他より生活救助を受けてゐる者は總數の26.6%、受けてゐない者は73.4%であつたが、幼者に在りてはこれと反對に生活救助を受けてゐる者は總數の78.2%(7,185人)、受けてゐない者は21.8%(2,005人)である。

生活救助を受けてゐる者の中(A)救護法に依る扶助のみを受けてゐる者4,703人(5.12%)、(B)救護法以外の公私救助を受けてゐる者1,067人(11.6%)、(C)兩者共に受けてゐる者1,415人(15.4%)である。卽ち幼者に於いては總數の66.6%の者が救護法に依る生活扶助を受けてゐる譯である。これは救護法の救護事由の中最も屢々援助されてゐるのが「十三歲以下の幼者」であること(例へば昭和十年度「救護法に依る被救護世帶調査」に依れば、昭和十年五月十日現在に於ける被救護者中、救護事由「幼者」なる者は、總數の62.66%を占めてゐる)に照應するものである。

生活扶助有無及種別人口

種別＼扶助有無及種別	有 救護法	有 救護法及救護法以外	有 救護法以外	有 計	無	合計
實數	4,703	1,415	1,067	7,185	2,005	9,190
比率%	51.2	15.4	11.6	78.2	21.8	100.0

第七節 疾病者の醫療種別

疾病者271人の中救護法に依つて醫療救助を受けてゐる者は23人(8.5%)、其の他公私醫療救助を受けてゐる者は188人(69.4%)である。救助を受けず自費に依つて治療してゐる者は18人(6.6%)であるが、尙特に醫療を加へてゐない者が42人(15.5%)ある。

これを第二章第八節所述の母及祖母の場合に比すると、醫療を講じてゐない者の割合は幼者の方が遙かに少なく半以下であると同時に、救護法以外に依て醫療救助を受けてゐる者の率が著しく高

い。

疾病者醫療種別人口

種別＼醫療種別	救護法	救護法以外	自費	無	合計
實數	23	188	18	42	271
比率 %	8.5	69.4	6.6	15.5	100.0

第八節　給食の有無

給食を受くる者は託兒所在籍幼者に於ては總數 203 人中 77 人 (37.9%)、就學兒童に於ては總數 5,103 人中 680人 (13.3%) である。 調査幼者は世帶の生活狀態より考ふれば、其の大多數の者が要給食者なりとするも敢えて過言ではない。 この意味からして上述の被給食者の比率は過少なりと言はねばならぬ。

給食の有無別人口(就學兒童及託兒)

種別＼給食有無	託兒			就學兒童			合計
	有	無	計	有	無	計	
實數	77	126	203	680	4.423	5.103	5.306
比率 %	37.9	62.1	100.0	13.3	86.7	100.0	—

第九節　授業料免除の有無

調査幼者の中就學兒童は5,105人(第三章第五節參照)であるが、その中授業料を徵收せざる區の兒童は1,301人、徵收する區の兒童は 3,804人である。 而して後者の中授業料の徵收を免除せられてゐる者は1,394人であつて上述3,804人の36.6%に當つてゐる。

授業料免除の有無別人口

種別＼免除有無別	授業料徵收の區の兒童			授業料を徵收せざる區の兒童	合計
	免除	非免除	計		
實數	1,394	2,410	3,804	1,301	5,105
比率 %	63.6	36.4	100.0%	—	—
	—	—	74.6	25.4	100.0

第十節　哺育方法

乳兒(零歲)の哺育方法を母乳、人工、混合の三種別に分類して觀察する。

勿論母乳が壓倒的に多く總數296人中248人(83.8%)を占め、母乳と共に牛乳、重湯等の人工營養を併用する者は29人(9.8%)、人工營養のみに依つてゐる者は19人(6.4%)である。 この混合及人工の者の率は本市被救護者のそれに比較すると低率である。

哺育方法別人口

種別＼哺育方法別		母乳	人工	混合	不明	合計
實數		248	19	29	—	296
比率 %		83.8	6.4	9.8	—	100.0
被救護者	比率%	72.5	9.3	17.0	1.2	100.0

備考　被救護者は前掲「東京市被救護幼者調査」に據る。

第十一節　扶養義務者の有無

扶養義務者(世帶外)を有する幼者は5,323人(57.9%)、有せざる幼者は3,867人(42.1%)である。從つて扶養義務者有る幼者の割合は母及祖母に比して(第二章第六節參照)著しく低率であるが、世帶外にある扶養義務者のみを數へたる當然の結果である。

而して扶養義務者ある幼者の中扶養能力有る扶助義務者を持つ幼者は1,598人(17.4%)、扶養能力なき扶養義務者を持つ幼者は3,725人(40.5%)である。(第二章第六節參照)。

扶養義務者有(能力有無)無別人口

種別＼扶養義務者有無	有			無	合計
	能力有	能力無	計		
實數	1,598	3,725	5,323	3,867	9,190
比率 %	17.4	40.5	57.9	42.1	100.0

結　　語

調査票に於ける各項目に就いては概說の部を見られ度い。以下に述べるのは實地調査と集計の結果特記すべきものと思はるゝ事項の主なるものである。

第一　母子ホームに關する事項

1. 收容に適する世帶と其の分布

母又は祖母と幼者のみの世帶にして、母子ホームへの收容に適する世帶數は 1,399世帶、人口は 4,698人である。

其の分布上主要なる區は下の通である。

荒川區	135世帶	351人、	板橋區	83世帶	183人、
足立區	78世帶	169人、	深川區	77世帶	178人、
向島區	71世帶	181人、			

2. 寡婦の母子ホームに對する主要關心事項は次の通りである。

(イ) 位置　土地柄の異つた所では困る。

(ロ) 間代　低廉であるか。嚴しい督促はないか。

　　滯納の場合追出されることはないか。

(ハ) 職業　現在の職業を繼續してもよいか。

　　授產をして呉れるか。

(ニ) 生活　援助、指導があるか。

(ホ) 影響　小供に肩身の狹い思ひをさせることはないか。

(ヘ) 居住期間　永年居住が出來るか。

(ト) 規則　凡てが規則縛りではないか。

(チ) 手續　入所手續が煩瑣ではないか。

(第二章第十八節參照)

第二　被救護狀況

寡婦及準寡婦の救護法に依る被救護率は4.5%、幼者は66.2%である。卽ち前者は救護法の恩惠を受くること僅少である。(第二章第七節參照)從つて母子保護法施行の結果は、幼者に對する「養育扶助」よりも母に對する「生活扶助」の方が遙かに新たなる効果を持つであらう。

第三　寡婦年齡構成の特殊性

母子保護法の適用を受くる寡婦及準寡婦は、十三歲以下の幼者を擁する者なる關係上年齡は其の絕對多數の者が壯年に屬する。(第二章第三節參照)

從つて集計の結果は概略下の如き特徵があつた

(1) 健康狀態が比較的良好なること。(第二章第四節參照)

(2) 女としては義務教育終了以上の者が多いこと。(第二章第五節參照)

以上のことは一般論として勞働能力の豐富(勿論比較的ではあるが)を意味する。從つて職業の指導と勞働の機會を得れば、勤勞收入增加の見込が相當大である。

第四　衛生に關する智識の缺如

衛生に關する智識が極めて乏しい。從つて疾病に對して甚だ無神經である。第二章第八節所述の如く、疾病に犯され乍ら醫療を加へない者が多いのは必ずしも經濟的理由のみに基くのではなく、寧ろ現在その疾病に依つて特別なる苦痛を感じない爲であると認定されるのが多い。

これは概して要保護世帶に於ける通有性であるが、こゝに特に述べる所以は疾病は寡婦世帶にとつて殊に恐るべきものであるからである。

卽ち　(イ)　幼者を主たる世帶構成員とする點に於て、

　　(ロ)　生活力が特に弱き世帶なる點に於て、

從つて衛生に關する常識を普及し醫療の手を一層差し延べることは、寡婦世帶に對し特に緊要である。

第五　義務教育終了前の兒童に對する職業輔導の必要

客觀的に見るも寡婦世帶の將來は生長後の兒童に懸つてゐることは言を待たないところであるが、實地調査に際しこの點に關する寡婦の心遣ひに觸れて感動したことは一再ではなかつた。故に兒童の素質と社會情勢の正確なる認識の許に適當なる職業輔導を與へることは、寡婦の熱心なる希望であると同時に、かゝる世帶を更生せしむる上に於いて不可缺のことである。

第六　託兒所の必要

母子ホームには附帶設備として授產、託兒等の施設をなすことが適切なることは言ふ迄もない。殊に託兒所が必要と思はれる。卽ち被調査幼者(滿五歲以下)中、現在託兒所在籍の者は極く少數である。一方他の大部分の者も母の就業の傍ら監督を受くる者、就業先に同伴せらるゝ者、何等の監督なく放置せらるゝ者等であつて、母親にとつて或は又幼者にとつて受託を極めて緊密事としてゐるのである。(第二章第十五章參照)

第七　轉落直後の世帶が特に保護を要する

久しく貧窮の生活を爲し來つたものに比すれば、貧窮の生活に轉落して間も無き者は極めて生活力が弱い。夫を失ひ親子心中をするのは多くは後者に屬する。從つて夫の死後親戚知己の間を轉々する間に、次第にそれ等との關係が斷たれて遂に貧窮の生活に轉落し、又は轉落せんとする者が特に保護を要するのであらう。然しかゝる者は尙體裁を重んじ從つて目立たぬを普通とする。故にこの點に於いても社會調査をより徹底さすることが必要であらう。

附　　錄

(第二種世帶票に屬する世帶)

以下述べる世帶は本市方面カード第二種に該當する世帶であつて、其の中の母子は母子保護法の適用を受けないことが或程度豫想されるのであるが、依然保護事業の重要なる對象の一つなることは言ふ迄もない。依つて次ぎに若干の項目に就いて概說を加へて參考に供する。

第一節　世帶數及人口

(イ) 世　帶　數

調査し得た本市方面カード第二種に該當する寡婦及準寡婦の世帶は、總數2,478世帶、其の中舊市域934世帶(37.7%)、新市域1,544世帶(62.3%)である。

今其の分布狀態を區別に概觀するに、荒川區の209世帶(8.5%)を筆頭とし、本所區の170世帶(6.9%)、深川區の168世帶(6.8%)、豐島區の128世帶(5.2%)等が特に多く、其の他小石川、下谷、荏原の諸區も百世帶以上を數へて多い方である。

世帶の少い區としては、神田區の10世帶(0.4%)を始めとし、日本橋、麴町、赤坂、牛込、本鄉、麻布、芝の諸區が主なるものであつて何れも50世帶に滿たない。

又區の平均を算出すれば全市70.8世帶、舊市域62.2世帶、新市域77.2世帶である。

(ロ) 人　　口

上記の寡婦及準寡婦の世帶を構成する現住人口は、總數 10,744人、市域別には舊市域 3,831人(35.7%)、新市域6,913人(64.3%)である。

人口の分布狀態は、勿論世帶のそれと大差を見ず荒川區の922人(8.6%)を最多とし、本所區の710人(6.6%)、深川區の695人(6.5%)、豐島區の579人(5.4%)等が特に多く、神田區の38人(0.4%)、赤坂區の53人(0.5%)、日本橋區の54人(0.5%) 麴町區の62人(0.6%)等が特に少ない。

而して一區平均の人口は、全市306.9人、舊市域255.4人、新市域345.7人である。

世帶數及人口

區名	世帶數	人口	世帶比率	人口比率	區名	世帶數	人口	世帶比率	人口比率
全市	2,478	10,744	100.0%	100.0%	目黑	58	258	2.3	2.4
舊市域	934	3,831	37.7	35.7	荏原	101	472	4.1	4.4
新市域	1,544	6,913	62.3	64.3	大森	55	252	2.2	2.3
麴町	15	62	0.6	0.6	蒲田	52	249	2.1	2.3
神田	10	38	0.4	0.4	世田谷	57	239	2.3	2.2
日本橋	13	54	0.5	0.5	淀谷	63	264	2.5	2.5

京橋	50	214	2.0	2.0	淀橋	55	234	2.2	2.2
芝	49	219	2.0	2.0	中野	62	273	2.5	2.5
麻布	37	167	1.5	1.5	杉並	58	224	2.3	2.1
赤坂	15	53	0.6	0.5	豐島	128	579	5.2	5.4
四谷	59	233	2.4	2.2	瀧野川	60	280	2.4	2.6
牛込	24	101	1.0	0.9	荒川	209	922	8.5	8.6
小石川	115	486	4.5	4.5	王子	93	446	3.8	4.1
本鄉	31	119	1.3	1.1	板橋	75	327	3.0	3.0
下谷	107	404	4.3	3.8	足立	59	284	2.4	2.6
淺草	71	276	2.9	2.6	向島	94	414	3.8	3.9
本所	170	710	6.9	6.6	城東	82	375	3.3	3.5
深川	168	695	6.8	6.5	葛飾	62	258	2.5	2.4
品川	73	342	3.0	3.2	江戸川	48	221	1.9	2.1

第二節　世帶員數

世帶の構成を現住員數に依つて分類するに、總數2,478世帶中、四人世帶が654世帶(26.4%)を占めて筆頭に上り、三人世帶の512世帶(20.7%)及五人世帶の495世帶(20.0%) これに次ぎ、この三者にて總數の67.1%卽ち約三分の二を占めてゐる。從つて、六人世帶以上は急激に減少して居り、最多の構成員數なる十一人世帶は一世帶である。

而して一世帶平均員數は 4.3人にして、上述の母子保護法該當世帶の 4.2人に比して稍々構成員數が多い。

世帶員數別世帶數

種別＼世帶員數別	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人	11人	合計
實數	—	287	512	654	495	301	140	55	24	9	1	2,478
比率%	—	11.5	20.7	26.4	20.0	12.2	5.6	2.2	1.0	0.4	0.0	100.0

第三節　幼者の體性及年齡

寡婦及準寡婦の許に在る十三歲以下の幼者は、總數 4,916人である。次ぎにその年齡及體性を觀察する。

(イ) 年　　齡

年齡を滿歲に依り一歲階級別として見るに、最多は「十一歲」の598人(12.2%)であつて、これに次ぐは「十歲」の582人(11.8%)、「十二歲」の527人(10.7%)、「九歲」の519人(10.6%)等であり、以下

年齢低きにつれて例外なく員數を減少してゐる。

而して乳兒(零歳)は105人(2.1%)、幼兒(一歳乃至五歳)は1,244人(25.3%)、學齢兒童(六歳乃至十三歳)は、3,567人(72.6%)である。

(ロ) 體　　性

男2,558人、女2,358人にして男は女より多きこと200人であつて、女1,000人に就き男1,085人の割合である。

以上を母子保護法該當世帯の幼者に比較すると、上述幼者の方が年齢の高き者の割合が多く又男の割合も亦多い。

體性別年齢別幼者數

種別	年齢別	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	合計
實數	男	62	87	121	128	162	178	210	236	243	264	291	308	256	12	2,558
	女	43	64	92	102	145	165	189	213	226	255	291	290	271	12	2,358
	計	105	151	213	230	307	343	399	449	469	519	582	598	527	24	4,916
比率	男%	2.4	3.4	4.7	5.0	6.3	7.0	8.2	9.2	9.5	10.8	11.4	12.1	10.0	0.5	100.0
	女%	1.8	2.7	3.9	4.4	6.2	7.0	8.0	9.0	9.6	10.8	12.3	12.3	11.5	0.5	100.0
	計%	2.1	3.1	4.3	4.7	6.2	7.0	8.1	9.1	9.6	10.6	11.8	12.2	10.7	0.5	100.0

第四節　寡婦又は準寡婦となりし事情

前節所述の幼者を擁する母は2,441人(98.0%)、祖母は50人(2.0%)、合計2,491人(100.0%)である。以下彼等が寡婦又は準寡婦となりし事情を觀察する。

(イ) 母

寡婦1,878人(76.9%)、準寡婦563人(23.1%)である。寡婦に於ては、其の91.1%に當る1,711人の者が「夫死亡したる者」であり、「夫と離婚したる者」は164人(8.7%)、「初より夫なき者」は3人(0.2%)である。

準寡婦に於ては、其の大多數が「夫が心身の障碍に依り勞働不能の者」にして、453人を數へ總數の80.5%を占め、其の他は「夫が行方不明なる者」70人(12.4%)、「夫が母子を遺棄したる者」32人(5.7%)、「夫が法令に依り拘禁せられたる者」8人(1.4%)である。

寡婦又は準寡婦となりし事情別人口(母)

種別	配偶者ナキ者 (1) 初ヨリ夫ナキ者	(2) 夫死亡シタル者	(3) 夫ト離婚シタル者	計	配偶者アル者 (4) 夫ガ心身ノ障碍ニ依リ勞働不能者	(5) 夫ガ行方不明ナル者	(6) 夫ガ法令ニ依リ拘禁セラレタル者	(7) 夫ガ母子ヲ遺棄シタル者	計	合計
實數	3	1,711	164	1,878	453	70	8	32	553	2,441
比率%	0.2	91.1	8.7	100.0%	80.5	12.4	1.4	5.7	100.0%	—
	—	—	—	76.9	—	—	—	—	23.1	100.0

(ロ) 祖　　母

寡婦45人(90.0%)、準寡婦5人(10.0%)である。寡婦に於ては「夫と離婚したる者」1人(2.2%)を除いては凡べて「夫死亡したる者」である。

準寡婦に於ては、5人全部の者が「夫が心身の障碍に依り勞働不能の者」である。

以上を既述母子保護法該當の母に比すると、當然のこと乍ら寡婦の割合が多い。

寡婦又は準寡婦となりし事情別人口(祖母)

種別	配偶者ナキ者 (1) 初ヨリ夫ナキ者	(2) 夫死亡シタル者	(3) 夫ト離婚シタル者	計	配偶者アル者 (4) 夫ガ心身ノ障碍ニ依リ勞働不能者	(5) 夫ガ行方不明ナル者	(6) 夫ガ法令ニ依リ拘禁セラレタル者	(7) 夫ガ母子ヲ遺棄シタル者	計	合計
實數	—	44	1	45	5	—	—	—	5	50
比率%	—	97.8	2.2	100.0%	100.0	—	—	—	100.0%	—
	—	—	—	90.0	—	—	—	—	10.0	100.0

第五節　母・祖母及幼者の被救助狀況

主要なる救助種別卽ち生活救助及醫療救助に就いて觀察する。

(イ) 母 及 祖 母

幼者を擁する母及祖母2,491人中、生活、醫療何れかに就て公的又は私的救助を受けてゐる者は、775人にして總數の31.2%に當つてゐる。而して、其の種別は下表に見る通り生活救助が勿論壓倒的數を占めてゐる。

生活扶助を受くる者	醫療扶助を受くる者	生活及醫療扶助を受くる者	救助を受けざる者	總數
672	74	29	1,716	2,491
27.0%	3.0%	1.2%	68.8%	100.0%

(ロ) 幼　　者

幼者に在りては、救助を受くる者1,545人を數へ總數4,916人の31.5%を占めてゐるのであるが、こ

の割合母及祖母に於けると殆んど一致してゐる。而して種別に於ては、微少の差乍ら醫療救助が低率にして生活救助が高率である。

生活扶助を受くる者	醫療扶助を受くる者	生活及醫療扶助を受くる者	救助を受けざる者	總數
1,417	89	39	3,371	4,916
28.8%	1.8%	0.9%	68.5%	100.0%

第六節 收入月額

調査世帶の收入月額を、四十五圓以下を十圓階級別、八十圓以下を五圓階級別とし、八十圓超過を一括して見るに「三十五圓以下」が際立つて多く944世帶(38.1%)を算し、「四十五圓以下」の660世帶(26.6%)、「二十五圓以下」の445世帶(18.0%)が又他の階級に比して特に多く、この三階級に屬する世帶が總數の82.7%を占めてゐる。他の諸階級は、金額の上昇と共に著しく員數を減少し、八十圓超過」に致つては一世帶を見るのみである。

而して一世帶收入月額は、34圓83錢、(舊市域36圓51錢、新市域33圓82錢)世帶員一人平均は8圓03錢(舊市域8圓90錢、新市域7圓55錢)である。

收入月額別世帶數

種別＼收入月額	25圓以下	35圓〃	45圓〃	50圓〃	55圓〃	60圓〃	65圓〃	70圓〃	75圓〃	80圓〃	80圓超過	合計
實數	445	944	660	207	110	74	19	12	5	1	1	2,472
比率%	18.0	38.1	26.6	8.4	4.4	3.0	0.8	0.5	0.2	0.0	0.0	100.0

統　計　表

第一表

要保護母子員數

(區及方面別)

母子人口 / 全市區方面	母及祖母	幼者	被救護者(再掲) 母及祖母	被救護者(再掲) 幼者
全市計	3,749	9,190	169	6,036
舊市域計	984	2,220	38	1,511
新市域計	2,765	6,970	131	4,575
麹町區	9	20	—	18
神田區	19	41	—	31
日本橋區	17	29	4	10
京橋區	46	122	3	87
芝區	53	113	1	67
麻布區	38	95	1	69
赤坂區	14	22	2	8
四谷區	71	164	2	86
牛込區	29	60	1	32
小石川區	115	263	4	155
本郷區	25	58	—	46
下谷區	77	171	—	93
淺草區	130	279	10	222
本所區	128	291	4	216
深川區	213	492	6	371
品川區	97	244	2	170
目黒區	108	296	6	233
荏原區	74	195	4	138
大森區	101	276	4	187
蒲田區	77	183	1	106
世田谷區	105	258	2	183
淀谷區	93	193	7	109
淀橋區	72	169	1	124
中野區	75	203	1	93
杉並區	124	336	4	208
豐島區	224	597	8	384
滝野川區	83	218	2	172

母子人口 / 全市區方面	母及祖母	幼者	被救護者(再掲) 母及祖母	被救護者(再掲) 幼者
荒川區	402	986	39	658
王子區	151	406	6	336
板橋區	195	480	15	309
足立區	195	444	14	319
向島區	224	566	2	304
城東區	156	430	4	273
葛飾區	122	283	5	152
江戸川區	87	207	4	117
方面				
平河町方面	9	20	—	18
須田町方面	19	41	—	31
小網町方面	17	29	4	10
月島方面	29	82	1	56
明石町方面	17	40	2	31
白金三光町方面	24	56	—	40
門前町方面	8	13	1	10
三田方面	21	44	—	17
麻布方面	38	95	1	69
赤坂方面	14	22	2	8
四谷方面	71	164	2	86
東榎町方面	29	60	1	32
大塚方面	39	89	1	51
久堅町方面	65	144	1	84
普羽方面	11	30	2	20
藍染町方面	25	58	—	46
龍泉寺方面	16	38	—	13
竹町方面	13	28	—	16
入谷方面	23	44	—	25
谷中方面	14	35	—	23
金杉方面	11	26	—	16

母子人口 / 全市區方面	母及祖母	幼者	被救護者(再掲) 母及祖母	被救護者(再掲) 幼者
玉姫方面	44	102	2	83
三筋町方面	9	11	1	8
菊屋橋方面	21	44	2	38
山ノ宿方面	6	12	1	8
千束方面	18	39	—	25
日本堤方面	32	71	4	60
押上方面	12	29	—	21
江東橋方面	19	34	1	26
堅川方面	14	39	—	30
厩橋方面	36	82	—	62
錦糸堀方面	17	35	1	25
横川橋方面	12	30	1	21
向島方面	18	42	1	31
高橋方面	21	57	—	51
古石場方面	29	56	—	32
千田町方面	47	112	1	83
住吉町方面	37	93	—	64
白河町方面	58	125	4	99
平井町方面	21	49	9	42
品川方面	34	85	1	63
大崎方面	30	78	1	54
大井方面	33	81	—	53
上目黒方面	31	77	1	66
下目黒方面	30	75	2	63
柿木坂方面	11	36	—	22
碑文谷方面	36	108	3	87
戸越方面	74	195	4	138
馬込方面	9	29	—	17
調布方面	8	18	—	10
池上方面	13	33	1	16
入新井方面	24	67	2	44
大森方面	47	129	1	100

母子人口 / 全市區方面	母及祖母	幼者	被救護者(再掲) 母及祖母	被救護者(再掲) 幼者
矢口方面	11	29	—	14
蒲田方面	22	58	—	46
六郷方面	14	32	—	14
羽田方面	30	64	1	32
若林方面	57	140	1	100
赤堤方面	6	17	—	9
玉川方面	15	41	1	33
上馬方面	21	43	—	34
粕谷方面	4	9	—	3
喜多見方面	2	8	—	4
淀谷方面	27	48	2	25
代々木方面	47	112	3	62
千駄谷方面	19	33	2	22
大久保方面	18	37	—	26
戸塚方面	13	25	—	11
落合方面	13	41	—	37
柏木方面	28	66	1	50
本町方面	41	112	1	54
野方方面	34	91	—	39
堀ノ内方面	66	165	2	76
阿佐谷方面	31	87	1	68
高井戸方面	14	39	1	30
井荻方面	13	45	—	34
巣鴨方面	45	134	—	101
西巣鴨方面	90	243	5	153
高田方面	50	115	1	51
長崎方面	39	105	2	79
西ケ原方面	83	218	2	172
南千住方面	53	136	18	80
三河島方面	75	185	4	126
町屋方面	85	222	6	144
上尾久方面	61	150	2	117

母子人口 / 全市區方面	母及祖母	幼者	被救護者（再掲） 母及祖母	被救護者（再掲） 幼者
下尾久方面	64	149	6	92
日暮里方面	64	144	3	99
王子方面	46	124	3	107
堀船方面	71	187	2	160
赤羽方面	34	95	1	69
志村方面	19	47	2	24
板橋方面	87	208	2	131
上板橋方面	6	16	1	9
中新井方面	27	78	—	67
練馬方面	23	51	4	27
赤家方面	6	17	1	7
上練馬方面	10	28	2	24
石神井方面	13	31	1	17
大泉方面	4	4	2	3
千住方面	88	210	5	144
本木方面	51	109	2	83
沼田方面	16	41	3	29
梅田方面	24	50	1	45

母子人口 / 全市區方面	母及祖母	幼者	被救護者（再掲） 母及祖母	被救護者（再掲） 幼者
五兵衛町方面	16	34	3	18
吾嬬方面	120	319	1	145
隅田方面	45	114	—	75
寺島方面	59	133	1	84
龜戸方面	48	138	3	80
大島方面	56	145	1	96
砂町方面	52	147	—	97
金町方面	14	35	1	19
細田町方面	12	30	—	21
本田方面	42	87	1	39
下千葉方面	28	70	2	45
龜有方面	26	61	1	28
小松川方面	36	88	1	65
松江方面	16	37	—	19
葛西方面	12	29	1	6
小岩方面	8	17	1	8
瑞江方面	15	36	1	19

第二表　職業別母及祖母員數

職業別番號	職業	員數
I	農業	
1	農耕ニ從事スル者	
	農耕業主	21
	作女	3
	農業手助	4
	農業手傳	3
	菊栽培助手	1
	農業日傭	21
	草刈人夫	5
	計	58
2	畜産ニ從事スル者	
	養鶏業	1
	養鶏手助	1
	計	2
	合計	60
II	水産業	
5	漁業ニ從事スル者	
	海苔採リ	1
	蛤採リ	2
	餌採リ	2
	計	5
	合計	5
III	鑛業	
	合計	—
IV	工業	
10	窯業・土石加工ニ從事スル者	
	硝子女工	1
	硝子切手傳	1
	レンズ磨キ	1
	レンズ仕上工	1

職業別番號	職業	員數
	スレート女工	2
	硝子工場女工	5
	コンクリート工場柱作リ	1
	計	12
11	金屬工業・機械器具製造・造船運搬用具製造ニ從事スル者	
	針製造工	1
	メリヤス針製作女工	1
	針金曲	2
	針金內職	1
	鑄物工場女工	4
	鍍金女工	2
	仕上女工	1
	電機組立	1
	電池女工	1
	電氣コイル捲キ	3
	電氣絶緣	2
	金網編工	2
	金網工場女工	1
	機械女工	1
	機械研磨女工	1
	鐵工場女工	3
	金屬女工	1
	金屬工場女工	3
	金屬品加工	1
	噴霧器女工	1
	自動車部分品內職	1
	自動車附屬品工場女工	2
	兵器廠女工	1
	東京工廠女工	1
	瓦斯電氣女工	3

職業別番號	職業	員數
	電球口金內職	7
	電話器製作	1
	カフス打拔內職	1
	軍帽徽章女工	1
	アルミニユーム物干挾ミ內職	1
	アルミニユーム女工	1
	チエン揃	1
	計	54
12	精巧工業ニ從事スル者	
	製衡工場女工	2
	レンズ工	1
	レンズ工場女工	2
	時計文字板製造工	1
	時計部分品製造女工	1
	紡屋女工	1
	紡屋內職	2
	カフス釦內職	1
	帶止加工	1
	墓口鎖止	1
	計	13
13	化學製品製造ニ從事スル者	
	火工廠女工	1
	蠟燭女工	2
	マグネシユーム女工	1
	製藥女工	2
	白粉女工	1
	化學工業會社女工	1
	化學製品工	1
	石綿工場女工	1
	瓦斯マントル製造內職	1

職業別番號	職業	員數
	人絹調合女工	1
	紙ノ繊引キ	1
	セロハン内職	1
	ゴム工場女工	6
	ゴム人形會社女工	1
	ゴム類修理内職	1
	ゴム部分品内職	1
	ゴム削リ	1
	ゴム枕女工	2
	セルロイド成型工	2
	セルロイド加工	9
	セルロイド工場女工	5
	セルロイド削リ	8
	化粧品女工	2
	ゴムバンド内職	1
	計	53
14	紡織工業ニ從事スル者	
	染物洗張業	1
	糸卷女工	18
	メリヤス糸卷女工	3
	糸卷内職	1
	毛糸卷内職	1
	麻糸卷内職	1
	糸繰返シ工	3
	靴下用糸繰返シ	3
	製麻會社女工	1
	製絶女工	4
	糸續キ	1
	紡績女工	3
	檢査工	1
	帶機織女工	1
	リボン工場織上女工	1

職業別番號	職業	員數
	機織工	4
	毛織工	1
	カーテンテーブル掛機織工	2
	刺繍職	2
	洋服ネーム刺繍	2
	刺繍内職	1
	毛糸編物工	2
	靴下工場女工	4
	紐工場女工	5
	メリヤス工	10
	メリヤス工場女工	1
	編物内職	8
	手袋編内職	38
	靴下編内職	3
	靴下内職	4
	毛シヤツ編内職	1
	紐編内職	3
	羽織紐内職	1
	ヘアーネツト内職	7
	染色職	4
	絞職	2
	布シボリ染	1
	帶上シボリ染	1
	紺屋下職	1
	染色業手傳	1
	メリヤス仕上工	3
	洗濯職	28
	帽子洗濯	1
	洗張職	12
	洗濯内職	21
	洗張内職	2
	アイロン掛内職	1

職業別番號	職業	員數
	麻縄内職	2
	綿布女工	1
	布袋女工	1
	麻袋女工	2
	千住製絨所女工	1
	被服廠女工	2
	織物工場女工	1
	モスリン女工	2
	ハンカチ工場女工	1
	ボロホドキ工	1
	綿織製造工	1
	毛糸帽子カバリ	2
	手袋カバリ	2
	靴下カバリ	2
	メリヤスカバリ	13
	袋カバリ	1
	穴カバリ	4
	洋服釦穴カバリ	2
	軍手カバリ	1
	帽子カバリ	1
	紡績管糸ホドキ	1
	サラシ布卷	1
	麻袋内職	2
	麻ツナギ内職	5
	糸ツナギ内職	1
	濾又内職	2
	軍手内職	4
	計	279
15	被服身裝品製造ニ從事スル者	
	和服裁縫	429
	ミシン裁縫	32
	洋裁	2

職業別番號	職業	員數
	人形服裁縫	1
	子供洋服	1
	洋服下縫内職	3
	洋服修繕内職	4
	松坂屋裁縫工	1
	パナマ加工内職	1
	帽子工場女工	1
	帽子アゴ紐内職	5
	袋物	4
	蟇口口金	1
	袋物内職	1
	扇貼内職	1
	團扇内職	7
	雨具製造職	1
	雨傘具内職	1
	傘ホヤ作内職	1
	洋傘工場女工	1
	洋傘工	1
	洋傘骨カラクリ女工	1
	洋傘直シ	3
	洋傘骨直シ	1
	洋傘内職	7
	洋傘附屬品内職	1
	洋傘片縫合内職	1
	洋傘布張内職	2
	洋傘柄付ケ	2
	洋傘骨ヌリ内職	1
	下駄職	4
	下駄畜入	4
	下駄材料内職	1
	草履工	1
	草履内職	8

職業別番號	職業	員數
	スリツパ内職	6
	草履裏内職	3
	草履緣付ケ内職	1
	板裏草履内職	1
	草履表内職	21
	下駄表内職	4
	鼻緒内職	62
	鼻緒引通シ内職	4
	鼻緒前壺内職	3
	小兒靴	1
	運動靴	1
	靴革鐵ギ合セ	1
	地下足袋ゴム底付ケ	1
	鉛付ケ	14
	帽子鉛付ケ	1
	メリヤス釦付ケ	5
	雨合羽釦付ケ	1
	手袋ホゴシ	1
	靴下ホゴシ	23
	メリヤスホゴシ	1
	古洋服ホゴシ	1
	洋服マトメ	3
	子供服マトメ	2
	靴下マトメ	1
	刺子	15
	腕輪	1
	洋服芯	1
	帶止房付ケ	1
	小間物飾付ケ	1
	腕時計紐	1
	足袋内職	12
	足袋底付ケ内職	3

職業別番號	職業	員數
	ゴム足袋底切リ内職	1
	洋服釦付ケ内職	12
	ホツク付ケ内職	2
	洋服ダボン付内職	1
	シヤツ袖付ケ内職	1
	帽子飾付ケ内職	1
	帶止内職	2
	帶止紐縫内職	1
	警察官前章金モール内職	1
	マゲ形内職	1
	カモヂ内職	4
	帶上内職	1
	ダボンツリ内職	1
	布カラー下内職	1
	計	763
16	紙工業・印刷ニ從事スル者	
	製本工	2
	製本折工	19
	製本内職	37
	パルプ女工	1
	製紙女工	4
	ボール箱工	3
	菓子箱折	2
	ボール函内職	21
	ボール函紙貼内職	5
	紙捻女工	1
	セメント袋女工	1
	セメント袋工場女工	1
	製紙會社女工	4
	紙袋貼リ	38
	封筒貼リ	5
	荷札造リ	3

職業別番號	職業	員數
	荷札針金通シ	1
	正札糸付ケ内職	4
	紙折	2
	アルバム四隅貼リ	1
	懐爐灰用袋貼	1
	レッテル貼リ	1
	ペーパー貼	2
	袋貼内職	45
	煙草入筒内職	3
	紙捻内職	3
	箸入内職	1
	塵紙職内職	1
	熨斗内職	2
	元結内職	1
	セロハン貼内職	2
	セメント袋製造内職	1
	植字工	1
	植字内職	1
	印刷工	3
	活字解版	1
	印刷金付ケ女工	1
	計	225
17	皮革・骨・羽毛品類製造ニ從事スル者	
	皮革工	1
	革張工	1
	皮革品女工	1
	鞄製作女工	1
	馬腹帶工場女工	1
	革打抜	1
	鞄修繕	1
	皮革品内職	1
	皮製品内職	2

職業別番號	職業	員數
	皮帶内職	1
	ランドセール仕上内職	2
	革紙仕上内職	1
	革手袋内職	2
	革蕊口縫内職	1
	鞄縫内職	1
	刷毛製造工	1
	羽布團	1
	刷毛毛植内職	2
	化粧用筆内職	1
	筆バンド造リ内職	1
	毛皮ノ耳掛ケ内職	1
	計	25
18	木竹草莖類ニ關スル製造ニ從事スル者	
	合板及板簾製造	1
	家具職手傳	1
	桶直シ	1
	木箱女工	2
	ラヂオ箱女工	1
	ストロー卷	1
	木箱内職	2
	ストロー内職	1
	塗物職	1
	虫籠作リ内職	1
	經木女工	2
	木工場女工	1
	製材所女工	1
	タワシ工場女工	1
	竹細工	1
	竹串	2
	簾編ミ	2
	經木貼リ	1

職業別番號	職業	員數
	籐ツル作リ	1
	籐細工	1
	椅子藤卷キ	1
	革ノ皮ムキ	1
	莫蓙ノ縁付ケ	1
	竹簾ノ縁付ケ	1
	畳用藁ホゴシ	1
	納豆菰作リ	4
	アンペラ袋作リ	1
	タワシ製造	3
	經木内職	1
	唐木細工内職	1
	箸内職	2
	下足札造内職	1
	籐編内職	1
	籐椅子内職	1
	竹皮内職	1
	縄ナヒ内職	2
	モグサ卷内職	1
	麥稈内職	1
	藁細工内職	1
	計	51
20	飲食料品・嗜好品製造ニ從事スル者	
	豆腐製造工	1
	豆腐製造手當	1
	製菓女工	7
	パン女工	1
	飴製造工	1
	雜菓子製造	1
	煎餅製造手傳	1
	フライビンズ	1
	昆布工場女工	1

職業別番號	職業	員數
	昆布佃煮女工	1
	札幌卷女工	1
	若目加工	1
	海藻内職	1
	若目内職	1
	專賣局女工	1
	茶摘ミ	2
	納豆女工	3
	ワカメ乾女工	1
	シユーマイ女工	1
	食料品會社女工	2
	漬物女工	1
	烏賊工場女工	2
	胡麻鹽工場女工	1
	納豆製造手傳	1
	豆ノ皮ムキ	7
	福神漬キザミ	4
	アラレ煎餅海苔卷	2
	味噌麹袋入婦	1
	ワカメ袋入内職	1
	若目結束内職	1
	菓子包ミ内職	1
	計	52
21	土木建築ニ從事スル者	
	左官手傳婦	1
	タイル張リ	3
	土工	1
	登錄人夫	2
	綱子	18
	土木工事人夫	1
	計	26
23	其ノ他ノ工業的職業	

職業別番號	職業	員數
	印材製造女工	1
	鉛筆製造女工	1
	鉛筆製造工	1
	鉛筆芯入女工	1
	萬年筆製造女工	2
	玩具女工	2
	セルロイド玩具女工	4
	ゴム玩具女工	1
	鉛筆ゴム付ケ	1
	鉛筆仕上	3
	鉛筆紐通シ	1
	黑板フキ作リ	1
	クレオンペーパー貼リ	1
	クレオン紙卷キ	1
	紙製玩具	8
	マーチヤン玩具職	1
	金屬玩具	4
	布製玩具	1
	竹製玩具	1
	人形羽サシ	1
	石膏玩具	1
	ハゴ板作リ	1
	子供飛行機	1
	運動具作リ	2
	野球ボール縫	1
	ガラスペン柚付ケ内職	1
	鉛筆サシ内職	1
	玩具内職	168
	セルロイド玩具内職	42
	ゴム玩具内職	1
	人形製造内職	3
	人形布具内職	1

職業別番號	職業	員數
	風船内職	1
	鈴内職	1
	造花	15
	造花内職	9
	押繪内職	1
	塗工	1
	選別工	17
	紙選別工	8
	綿選別工	1
	コークス會社選炭工	1
	米袋整理女工	1
	屑選別	1
	紙屑選別	1
	ボロ選別	1
	刷毛用毛選別	2
	古帶糸選別	1
	雜誌選別	1
	古新聞ノシ	8
	ボロノシ	3
	糸屑揃ヘ	1
	包裝紙整理	1
	セメント袋整理	1
	メリケン袋ホドキ	1
	靴下工場屑整理	1
	紙選別内職	2
	包裝工	1
	荷造女工	1
	安全ピン包裝工	1
	飴包裝女工	3
	タオル包裝工	1
	若目包・裝	1
	綿工場ペーパー貼	1

職業別番號	職業	員數
	東洋煉炭ペーパー貼	2
	包装内職	2
	電球女工	14
	豆電球女工	3
	電線女工	1
	眞空管女工	1
	パフ工場女工	3
	旗工場女工	1
	靴底金仕上工	1
	ピン押形女工	1
	煉炭工場煉炭工	4
	ボロ工場女工	3
	ホータイ工場女工	1
	工場女工	5
	電球加工	2
	豆電球コードサシ	1
	キルク紐通シ	1
	雑巾刺	3
	ハタキ	1
	磨砂袋詰メ	1
	線巻キ	1
	蚊張縁付ケ	1
	タイヤー修理	2
	徽章作リ	1
	煙草筒サシ	2
	防水布加工	1
	都染墨詰メ	1
	フキン掛ケ作リ	1
	豆電球仕上内職	1
	カーテン内職	1
	バンド内職	1
	婚禮用鎌倉海老縫内職	1
	小間物加工内職	1
	金輪糸付内職	1
	袋修理内職	1
	纏切内職	1
	彩色内職	1
	雑内職	2
	計	422
	合計	1,975
V	商業	
24	商業的職業	
	物品販賣業	1
	駄菓子商	106
	食料品商	1
	肉商	1
	鳥肉商	1
	燒鳥商	1
	揚物商	2
	青物商	1
	豆腐商	1
	燒ソバ商	1
	オデン商	1
	コロッケ商	1
	團子商	1
	酒商	1
	薪炭商	3
	糟商	1
	雑貨商	2
	煙草塵紙石鹸商	1
	板硝子商	1
	古物商	3
	アサリ商	1
	荒物雑貨商	1
	燒芋屋	4
	氷水燒芋屋	1
	酒道具販賣店	1
	花屋	1
	文房具店	1
	屑物買入商	1
	屑買ヒ	109
	空壜買ヒ	6
	古チューブ買ヒ	3
	店員	3
	賣子	2
	賣店賣子	4
	映畫館賣リ子	1
	商業手傳	3
	魚屋手傳	1
	パン屋手傳	1
	脱脂綿卸手傳	1
	賣薬店手傳	1
	京染外交	1
	ヤスリ外交	2
	商品外交員	2
	露店	21
	メリヤス露店	1
	櫻紙露店	1
	玩具露店	6
	金魚露店	1
	花火露店	1
	小間物露店	1
	櫛露店	1
	刷毛露店	1
	小布露店	1
	駄菓子露店	1

職業別番號	職業	員數
	カルメ露店	1
	大福露店	1
	植木草花露店	2
	壺燒露店	1
	アイスキャンデー露店	1
	屋臺商	1
	燒鳥屋臺	11
	燒ソバ屋臺	3
	夜店	2
	オデン夜店	1
	ゴム紐夜店	1
	茶店	1
	行商	3
	古物行商	3
	食料品行商	1
	駄菓子行商	3
	菓子行商	7
	飴行商	3
	鼈甲飴行商	1
	餅菓子行商	1
	鹽煎餅行商	1
	アラレ煎餅行商	4
	煎餅行商	4
	海苔行商	3
	オデン行商	5
	豆ソバ行商	1
	ソバ行商	1
	燒ソバ行商	11
	ソバ切手行商	1
	オ好燒行商	3
	果實行商	3
	茶行商	3
	寒天行商	1
	食料品行商	1
	青物行商	21
	魚行商	13
	魚具行商	2
	卵行商	2
	アサリ行商	8
	燒鳥行商	2
	乾物行商	3
	若布行商	2
	佃煮行商	1
	雑貨行商	4
	洋品行商	1
	靴下行商	1
	荒物行商	4
	石鹸行商	6
	マッチ行商	1
	下駄行商	1
	草履行商	2
	薪行商	1
	薬行商	1
	小間物行商	2
	日用品行商	1
	タワシ行商	4
	化粧品行商	1
	紙行商	3
	洋紙行商	1
	繪本行商	1
	暦行商	1
	玩具行商	5
	針行商	1
	反物行商	1
	エプロン行商	1
	シャツ行商	1
	洗濯挾ミ行商	1
	洗粉行商	1
	草花行商	1
	線香行商	6
	磨砂行商	1
	シンコ細工行商	2
	紙芝居	1
	辻占賣	4
	夕刊賣	1
	納豆呼賣	28
	計	553
25	金融・保險ニ從事スル者	
	保險外交員	4
	計	4
26	接客業ニ從事スル者	
	食堂	1
	飲食店	2
	女給	5
	カフェー女給	5
	料理店女給	4
	喫茶店女給	3
	食堂係	1
	食堂從業員	3
	食堂給仕人	3
	オデン屋從業員	1
	酒場手傳	1
	酒場女中	2
	食堂女中	2
	料理店女中	4
	飲食店女中	2

職業別番號	職業	員數
	オデン屋女中	2
	食堂下働	2
	結髪業	1
	結髪	4
	理髪師	3
	計	50
	合計	607
Ⅵ	交通業	
27	運輸ニ從事スル者	
	舟夫	2
	運搬係	3
	牛乳配達	2
	配達婦	2
	食堂出前持	1
	計	10
28	通信ニ從事スル者	
	電話交換手	2
	計	2
	合計	12
Ⅶ	公務・自由業	
32	教育ニ從事スル者	
	保姆	3
	被服廠保育係	1
	保育園助手	1
	計	5
33	宗教家	
	御詠歌	1
	念佛廻リ	1
	計	2
34	醫療ニ從事スル者	
	派出看護婦	2
	病院付添人	3

職業別番號	職業	員數
	産婆	3
	按摩	8
	モミ療治	1
	計	17
35	著記的職業	
	會計係	1
	劇場賣店帳場	1
	事務員	1
	計	3
36	記者・著述家・藝術家・遊藝家	
	生花師匠	1
	琴教師	1
	義太夫師	1
	流シ藝人	1
	チンドン屋	2
	幇日藝人	1
	計	7
37	其ノ他ノ自由業	
	帝大榮養研究所員	1
	筆耕	1
	アパート管理人	2
	易者	2
	特殊地圖製作內職	1
	計	7
	合計	41
Ⅷ	家事使用人	
38	家事使用人	
	派出婦	51
	御產手傳	4
	通勤女中	28
	酒屋女中	1
	家政婦	63

職業別番號	職業	員數
	家事手傳	113
	乳母	1
	幼稚園臺所手傳	1
	炊事婦	3
	會社賄婦	1
	計	266
	合計	266
Ⅸ	其ノ他ノ有業者	
39	其ノ他ノ有業者	
	映畫館案內人	1
	軍人會館下足番	1
	留守居	9
	倉庫夫	1
	掃除婦	44
	雜役婦	108
	罪囚雜役婦	1
	工場雜役婦	4
	墨洗ヒ	3
	草取リ	21
	日雇	31
	造兵廠人夫	1
	帝大病院小使	1
	町內小使	1
	キリスト教會小使	1
	小使	5
	使ヒ走リ	9
	ビラ撒キ	8
	古金拾ヒ	1
	釘拾ヒ	1
	バタヤ	20
	餅食トリ	1
	子守	13

職業別番號	職業	員數
	薪割リ	1
	計	287
	合計	287

職業別番號	職業	員數
	有ノ計	3,253
Ⅹ	無業	
	合計	496

職業別番號	職業	員數
	總計	3,749

第三表　前夫ノ職業及夫ノ前職業別員數

業態				職業	員數
自營業	主業	使用人	製造業	土石加工業主	3
				金屬工業主	1
				機械器具製造業主	1
				化學製造業主	3
				醫療器具製造業主	1
				紡織品製造業主	26
				紙料製造業主	1
				紙製品製造業主	1
				印刷業主	8
				皮革製造業主	6
				製材業主	1
				製粉製造業主	1
				豆腐製造業主	4
				味噌製造業主	1
				菓子製造業主	3
				出版業主	1
				計	62
			販賣業	白米商	13
				酒商	9
				魚商	32
				青物商	39
				計	93
			接客業	下宿業主	1
				料理店、飲食店主	36
				理髮業主	35
				興業主	3
				娯樂業主	1
				浴場業主	3
				計	79
			其	漁業主	1
				洗濯業主	16

業態				職業	員數
自營業	主業	獨ノ他		運輸業主	13
				乘合自動車業主	1
				新聞業主	1
				土木建築其ノ他請負業主	32
				井戸堀業主	4
				計	68
				小計	302
		單獨製造業		土器製造業主	1
				鍼灸加工業主	34
				鍛業主	8
				染物業主	2
				琴糸製造業主	1
				絹糸製造業主	1
				洋傘製造業主	1
				靴製造業主	6
				鞄裁縫業主	1
				建具製造業主	36
				家具製造業主	16
				指物業主	19
				桶製造業主	15
				畳製造業主	13
				籠製造業主	1
				竹細工業主	1
				荷車製造業主	1
				アラレ製造業主	1
				表具師	11
				ペンキ塗料業主	9
				寫眞業主	2
				彫刻師	6
				計	186
				物品販賣業主	244

業態				職業	員數
自營業	主業	獨ノ他	販賣業	駄菓子屋	6
				仲介業主	35
				露店商人	31
				行商人	149
				計	465
			接客業	葬會所	1
				計	1
			農業	農耕業主	49
				果樹培業主	1
				養兎業主	1
				養雞業主	1
				植木職	51
				計	103
			其ノ他	海苔採取業主	2
				漁夫	9
				鑄掛屋	4
				洋傘直シ	4
				革靴、護謨靴直シ	4
				下駄商入屋	9
				質屋業主	1
				貸フトン業主	1
				貸ボート業主	1
				釣堀業主	1
				川渡船業主	2
				チンドン屋	3
				鳥ノ餌採リ	2
				屑買	55
				其ノ他	4
				計	102
				小計	857
		業主		合計	1,159
				海軍現役水兵	1
				辯護士	3

業態			職業	員數
自營業	自由業		計理士	2
			僧侶	6
			布教師、行者	6
			醫師	4
			齒科醫師	3
			獸醫師	1
			藥劑師	3
			按摩電氣療法、其ノ他	19
			著述家	1
			畫家	11
			圖案家、製圖業主	6
			音樂、遊藝家	21
			文筆業、代書人	14
			書道家	1
			測量師	1
			區會議員	1
			賣卜者	6
			合計	110
	自營業		合計	1,269
普通雇傭業	職員、其ノ他		官吏公吏雇傭員	114
			事務員	75
			會社員	34
			技術者	10
			其ノ他	29
			計	262
	勞務者		職工	939
			各種工夫	14
			道路、水道、瓦斯、電氣人夫	40
			店員	41
			外交員集金人	79
			料理人	31
			運輸通信勞務者	158
			自動車運轉手	32

業態		職業	員數
		人力車夫	13
		掃除夫、雜役夫	97
		小使	23
		其ノ他	68
		計	1,535
	普通雇傭	合計	1,797
日傭	技術者	大工	168
		左官	50
		石工	33
		髙職	69
		土工	43
		計	363
		登錄人夫	124

業態		職業	員數
日傭	技術ナキ者	土木人夫	26
		日傭農	9
		日傭	84
		屑拾ヒヨナゲ	14
		計	257
	日傭	合計	620
無業	無業者	學生	1
		疾病入院者	11
		無業者	46
		不明	5
		合計	63
		總計	3,749

昭和十三年二月十五日印刷
昭和十三年二月二十日發行

東京市社會局

印刷者 杉田彌太郎
東京市麴町區麴町五丁目

印刷所 杉田屋印刷所
東京市麴町區麴町五丁目
電話(33) 0574番 長1102番

4·5
222

14.5
722